

水稲請負耕作に関する実証的一考察

平 塚 貴 彦[※]

Takahiko HIRATSUKA

A Positive Study on Contract Farming of Rice Production

I 課題と方法

いわゆる水稲全面請負耕作（以下請負耕作と略記、水稲作における借地型の相対請負耕作で俗称「ヤミ小作」を指す）は、稲作農業の近代化、あるいは稲作自立経営育成の有力な方途であると考えられる。それは現行法規上からははみでた存在であるが、稲作による自立経営を志向する農家にとっては、農地価格が高騰して農地購入がほとんど不可能になっている状況下で、規模拡大への恐らくほとんど唯一の方策であろう。すなわち、自立経営を志向する農家にとっては、農地の所有権移転を伴わずに、一定の借地料（小作料）を支払うことによって、規模拡大が可能になるのである。他方、委託者の多くを占める零細兼業農家にとっては、小作料という財産利用収入を得ながら、しかも比較的自由に農地の返却を求められるという権利を保持しつつ、財産としての農地の管理・保全が可能なのである。このように、請負耕作は互いに異った階層の農民の知恵が結実したものといえよう。しかし、これはヤミ小作といわれているように、現行農地法上は認知されていない形態であることもあって、正確な実態は明らかではないが、少なくとも現状ではそれが稲作農業の近代化なり、稲作自立経営育成への強力な推進力にはなっていないことも事実であろう。それにしても、請負耕作が新しい時代の新しい方向の一つとして点的存在ではあるが、各地に成立しつつある事実は注目に値するのではなからうか。

筆者はこれまでに、請負耕作の成立条件と成立可能性について、理論的・統計的にモデル分析を行ってきた¹⁾。そしてそれらの研究において、それぞれ一応の成果を得たと考えるが、なお残された課題も少なくない。そのもっとも重要な課題は、請負耕作が現実にとどのような

条件のもとで成立し、どのような成果をあげているのか、またその経営成果を規定する要因や経営上の特質・問題点は何なのか、さらには請負耕作が今後広く成立し、発展するための条件は何か、等々を実証的に解明することであると考ええる。そして、これらの課題がそのまま本稿の課題なのである。しかるに、いままで筆者の知る限りにおいては、上記のような請負耕作に関する経営的・経済的諸問題を、真に克明な実態分析によって実証的に研究した事例はほとんどない。そもそも請負耕作に関する事例の研究自体それほど多くはなく、それもほとんどが経営規模、10a 当たり収量、そしてごく大雑把な投入関係だけを調査し、大部分の複雑な要素投入量については当該地域の米生産費調査等のデータで代用して、簡単な類推的経営分析を行なっているに過ぎないのである。もちろんそのような分析からも、それなりに一応の結論を導き出すことはできる。しかし、いわばそのような中途半端な密度の低い経営分析からは、上記のような諸課題に対する的確な現実的解答を求めることは容易ではないだろうし、また危険でもある。

そこで本稿では、上記の諸課題にできるだけ実証的に接近するために、請負耕作の成立事例をとりあげ、その経営経済についてききとりによる詳細な実態調査を行ない、極力類推を避けて現実のデータに忠実に様々な角度から経営分析を行なうことにする。さらに本稿では、上記の経営分析に加えて、請負耕作成立の基本的条件であるとともに、その収益性に大きな影響力をもつ支払小作料について、当該現行小作料を対象に、その決定のメカニズムや水準の妥当性等を種々の側面から実証的に考察解明する。そして、実証的研究の成果の適用が単に事例的範囲にとどまらず、できるだけ普遍性をもちうるものであるよう工夫したつもりである。なお、研究の対象には島根県内では数少ない事例の中で、もっとも代表的と

※ 農業経営学研究室

いわれている簸川郡斐川町の大規模請負耕作2事例を選定し、その稲作経営の実績（昭和48年）を調査したのである。

II 調査地農業の概要

調査農家が在住している簸川郡斐川町は、島根県の穀倉地帯といわれる「出雲平野（俗称簸川平野）」の東部に位置している。以下、斐川町農業の概要を簡単にみておこう。

1. 専兼業別、経営耕地規模別農家数

まず第1表によれば、斐川町の農家戸数は3,180戸（島根県全体は88,517戸、以下カッコ内は島根県の数値を

示す）で、そのうち専業農家は7.7%（10.7%）、第1種兼業農家は59.7%（38.5%）、そして第2種兼業農家は32.6%（50.8%）となっている。島根県全体に比べて1兼の比率が高く、2兼の比率が低いことから階層分化が相対的に遅れていることがうかがえる。つぎに兼業農家について兼業の種類別農家数の分布状況をみると、恒常的職員勤務20.7%（19.3%）、同賃労働勤務33.3%（24.7%）、出稼0.3%（7.2%）、人夫・日雇34.3%（31.5%）、そして自営兼業11.4%（17.3%）となっており、島根県全体に比べてやとわれ兼業の比率が高く、安定兼業（恒常的勤務兼業）の割合も高くなっている。また、総世帯数に占める農家数の比率、すなわち農家率は1970年世界

第1表 専兼業別および兼業の種類別農家数（戸、%）

	専業	一兼	二兼	小計	合計	恒常的職員	恒常的賃労働	出稼	人夫・日雇	自営兼業	計
島根県 {戸数 比率}	9,470 10.7	34,046 38.5	45,001 50.8	79,047 89.3	88,517 100.0	15,238 19.3	19,504 24.7	5,719 7.2	24,923 31.5	13,663 17.3	79,047 100.0
斐川町 {戸数 比率}	245 7.7	1,897 59.7	1,038 32.6	2,935 92.3	3,180 100.0	609 20.7	977 33.3	8 0.3	1,006 34.3	335 11.4	2,935 100.0

（資料）1970年世界農林業センサスより。

農林業センサスと昭和45年の国勢調査から計算すると、斐川町は67.4%で島根県全体の43.6%よりかなり高くなっている。

つぎに、昭和45年現在の経営耕地規模別農家数の分布は第2表に示したが、1ha未滿まではいずれも斐川町の割合が島根県全体よりも低く、1ha以上層では3ha以上層（0.1%と0.2%）を除き斐川町の方が高くなっており、相対的に規模の大きな農家が多いことがわかる。ち

なみに、農家1戸当たり経営耕地面積を計算すると、斐川町104.7aに対して島根県全体では77.6aであった（昭和45年）。

2. 農業粗生産額の作目別構成比

農業生産の特色を判断するために、農業粗生産額の作目別構成比（カッコ内は島根県全体）をみると（資料：島根県統計協会「昭和45年市町村民所得推計報告書」）、主要作目としては米66.8%（49.8%）、畜産13.6%（24.8

第2表 経営耕地規模別農家数（戸、%）

	0.3ha未滿	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~3.0	3.0ha以上	例外規定	計
島根県 {戸数 比率}	19,876 22.4	14,985 16.9	31,300 35.4	16,001 18.1	4,867 5.5	1,192 1.3	151 0.2	145 0.2	88,517 100.0
斐川町 {戸数 比率}	323 10.1	302 9.5	792 24.9	1,023 32.2	623 19.6	113 3.5	2 0.1	2 0.1	3,180 100.0

（資料）1970年世界農林業センサスより。

%), 野菜9.5%（9.3%）などで、米の比率がきわめて高いことがわかる。また、同じ資料から総純生産額中の農業純生産額の割合をみると、斐川町は24.5%（9.1%）であった。

以上の概要から、斐川町は島根県の中でもきわめて農

業の比重の高い町であり、農業の特色は穀倉地帯にふさわしく、相対的に広い耕地を生かした典型的な稲作農業であることが理解されるだろう。なお、中心作目である米の10a当たり収量が島根県平均を相当上回っていることは後述される。

第3表 家族と就業状況 (A農家)

経営主との続柄	年 令	労働能力	就 業 状 況
本 人	27	1.0	稲作, 非農業50日
父	53	1.0	稲作, 非農業50日
母	51	0.8	稲作, 家事
祖 父	80	0.6	稲作
祖 母	79	—	家事
妹	21	—	会社員
弟	24	—	会社員

第4表 家族と就業状況 (B農家)

経営主との続柄	年 令	労働能力	就 業 状 況
本 人	37	1.0	稲作, 酪農
妻	36	0.8	稲作, 酪農, 家事
長 男	10	—	
長 女	5	—	
次 女	3	—	
父	71	0.6	養鶏, 稲作
母	65	—	家事

III 調査農家の概要

1. 家族, 労働力, 就業状況

第3表³⁾によると, A農家の経営主は独身で家族は8人であるが, 弟と妹はいずれ独立する家族員ですでにそれぞれ農外に就業しているので, 農業経営によって養われるのは5人であるとみてよい。労働力は全部で延4人(能力換算3.4人)であるが, 祖父は高令で就業日数も稲作がわずかである(142時間)ので, 実質的には経営主と両親の3人(能力換算2.8人)が中心である。なお, 経営主の非農業就業50日は農閑期にトラックの運転手として運送業に従事(臨時雇)していることを指している。父の50日も農閑期の日雇労働で, 土木工事が主体である。

B農家は第4表によると, 農外就業者はなく, 近く独

第5表 経 営 地

農家	地 目	所有関係	面 積	経営地利用状況
A	水 田	自作	94 a	水稲 水稲 小麦, 大豆(20 a), 野菜 7 a
		借入	579 a	
B	普通畑	自作	27 a	水稲 水稲 牧草(40 a), 野菜10 a 牧草
		借入	141.6 a	
	採草地 放牧地	自作	261.8 a	
		借入	50 a 60 a	
採草地 放牧地	自作	20 a	採草と放牧に利用	

立する家族員もないので全員が農業経営によって養われる家族員である。そのうち5人は老人と子供で, 実質的な稲作労働力は経営主夫妻(能力換算1.8人)で, 酪農部門があるため, A農家に比べると労働力事情は窮迫しているといえよう。そのため, 稲作の農閑期にも農外就業はまったくない。

2. 経営地と経営組織

経営地は第5表のように, 当然のことながら両農家とも水田の借入れ(全面請負)が多い。B農家は酪農部門をもっていることもあって, 牧草地など地目が多彩になっている。自作地だけをみると, A農家は121 a, B農家は211.6 aで斐川町ではそれぞれ中, 上層農家に属する(第2表参照)。

経営組織は第3～5表からもわかるように, A農家はほとんど完全な水稲単作であるが, B農家は水稲作中心の複合経営である。B農家の酪農部門は搾乳牛4頭, 育成牛2頭で, 養鶏部門は採卵鶏約100羽である。なお, 後述するが, 両農家ともこの他に水稲の部分請負(作業請負)部門があるから, 文字通り水稲作中心の経営組織である。

3. 請負耕作開始の時期, 契約の内容等

両農家とも請負耕作を開始したのは昭和47年からである。A農家の経営主は後継ぎでありながら, それまでサラリーマンであったが, 他人に雇われて仕事をするよりも自分で経営をしてみたいという希望から水稲作による大規模農業経営に踏み切ったのである。B農家はもともと水稲作と酪農を中心にした専業農家であるが, 以前から所得増加のための規模拡大の必要性を痛感し, その方法を模索していたもので, 酪農による規模拡大の困難性(経営主の判断)を考慮して水稲作の受託による方向を選んだのである。このような経過からもわかるように, A農家の経営主は水稲作に対する本格的な経験がほとんどなく, 技術的にも経営的にも未熟であるのに対し, B農家の経営主はいわば経験豊かな熟練者であった。

つぎに, 受・委託関係(部分請負を含めて)の成立の経緯は, 両農家の経営主自らが委託しそうな農家(第2種安定兼業農家)を個別に訪問して委託希望者を募集(依頼でもある)したのである。したがって, 委託者の方から積極的に委託を申し出たものではなく, 受託者側の強い希望が両経営の成立をもたらした原動力であったといえる。契約の内容は, 全面請負(借地型のヤミ小作)の場合, 期間についてはごく一部は簡単な3～5年の契約書を取り交わしているものの, ほとんどは1年契約(文書でなく口約束)である。しかし1年契約といっても, 1度委託した農家が耕作を目的に返却を要求するこ

とはほとんどないし、現在のところ農地の売却もほとんど考えられないことから、事実上は長期契約と変わらないという。受託者は小作料として委託者に、すべての水田に一律10a 当たり玄米3俵(4等米, 180kg)または同等の現金を支払うことになっている。この小作料3俵という条件は受託者の方が一方的に提示したものである。

部分請負はいわば賃作業で、各作業別に一定の請負料金を委託者から受取り、経費は一切受託者負担となっている。この作業別請負料金は、受・委託者間の相対で決まるのではなく、農協が受託農作業事業を行なっているし、両農家以外にも部分請負を行なっている農家もあるところから、町内の協定料金が決められており、両農家ともそれを採用している。また、契約期間は口約束の1年であるが、ほとんど継続契約しており、この傾向は今後も続くと思われる。それは、例えばトラクターによる耕起、代播を委託した農家が、新たに耕耘機を購入して委託を取り下げるようなことはほとんど考えられないし、また年々委託希望者が増加しつつあり、少なくとも部分請負に関しては早晚供給超過の傾向が強まるとみられるので、一度委託したものを取り下げることはよほどの事情がない限り起こらないと考えられるからである。もちろん、こうした状況のもとで、受託者が1年契約を理由に、条件の悪い水田については再契約を拒否するケースが出てくるだろうが、これは当然のことでありむしろ好ましい方向である。

4. 稲作各部門(自作, 全面請負, 部分請負)の規模

両農家の稲作部門を自作, 全面請負, 部分請負の3部門に区分し、部分請負部門についてはさらに作業別に細区分して以下の分析を行う。まずこれらを記述する場合の記号をつぎのように設定して、以下その記号を用いることにする。A農家は A_i, a_i を、B農家は B_i, b_i を用いる(以下カッコ内がB農家)。すなわち、自作部門

$=A_1 (B_1)$, 全面請負部門 $=A_2 (B_2)$, 自作部門と全面請負部門の合計又は平均 $=A_3 (B_3)$, 育苗部門 $=a_1 (B$ 農家はなし), 耕起部門 $=a_2 (b_2)$, 代播部門 $=a_3 (b_3)$, 田植部門 $=a_4 (b_4)$, 刈取部門 $=a_5 (b_5)$, 乾燥部門 $=a_6 (b_6)$, 粗すり・調製部門 $=a_7 (b_7)$, 出荷・検査部門 $=a_8 (b_8)$, 部分請負部門の合計又は平均 $=a_9 (b_9)$, そして総合計又は総平均 $=A_4 (B_4)$ で表わすことにする。

つぎに、これら各部門の規模は、 $A_1=94a, A_2=579a, A_3=673a, a_1=254a, a_2=244a, a_3=214a, a_4=254a, a_5=565a, a_6=365$ 俵, $a_7=543$ 俵, $a_8=543$ 俵, そして $B_1=141.6a, B_2=261.8a, B_3=403.4a, b_2=492a, b_3=342a, b_4=100a, b_5=291a, b_6=393.5$ 俵, $b_7=1,060$ 俵, $b_8=352.5$ 俵, となっている。ただ、以下の分析で場合によっては、各部門の規模をそれぞれ別個にとらえずに、例えば耕起作業は実質上の規模としては $A_3 (B_3)$ に $a_2 (b_2)$ を加えた面積(A農家は917a, B農家は895.4a)を考える必要がある。

5. 固定資本財(機械・施設)の新規調達と資金

上記のような大規模経営を始めるには既存の固定資本装備では不可能であり、両農家とも農業近代化資金(後継者育成, 知事特認資金)を借入れ、主要な固定資本財については借入資金80%, 自己資金20%で調達している。借入金の総額はA農家が4,646,600円, B農家が2,452,000円である。A農家の方がB農家より約220万円も多いのは、農舎と機械の格納庫を新築した借入資金が約177万円あるのに対し、B農家は建物関係は全部既存のもので足りることと、機械もB農家は一部全額自己資金で調達した既存のものを利用しているためである。つまり、B農家は請負耕作開始前に固定資本装備が相対的に充実していたため、新規投資=借入資金の導入が少なくて済んだのである。借入資金の条件は、年間利子率

第6表 A, B両農家の稲作部門別・作業別の水田1筆当たり面積

	自作地	全面請負地	小計	部分請負				総合計				
				耕起	代播	田植	刈取	耕起	代播	田植	刈取	
A農家	面積	94 a	579	673	244	214	254	565	917	887	927	1,238
	筆数	6	34	40	13	12	25	42	53	52	65	82
	1筆当たり面積	15.7 a	17.0	16.8	18.8	17.8	10.2	13.5	17.3	17.1	14.3	15.1
B農家	面積	141.6 a	261.8	403.4	492	342	100	291	895.4	745.4	503.4	694.4
	筆数	7	11	18	17	13	5	19	35	31	23	37
	1筆当たり面積	20.2 a	23.8	22.4	28.9	26.3	20	15.3	25.6	24.0	21.9	18.8
1筆当たり面積比率 B/A(%)	128.7	140.0	133.3	153.7	147.8	196.1	113.3	148.0	140.4	153.1	124.5	

注) 総合計は、自作地と全面請負地の小計に各部分請負分を加えた作業別合計。

3.8%、機械と育苗施設は据置2年の7年以内の償還、農舎と格納庫は据置3年の12年以内償還となっており、49年から元金の償還が始まる。

主な固定資本財をあげると、建物では両農家とも農舎、育苗施設、そしてA農家は農業機械の格納庫がある。機械では、乗用トラクタ、田植機、耕うん機、ティラー、自脱型コンバイン、乾燥機、籾すり機、動力散粉機、貨物トラック(2t, A農家)、軽四輪車(B農家)などである。

6. 水田の技術的条件

自作水田、受託水田(部分請負も含む)ともにほとんどが土地改良されているが、斐川町では完全な乾田はほとんどなく、多くは半湿田に近い。しかしながら実質的には機械作業上支障はなく、トラクターによる耕起やコンバインによる刈取の場合も乾田とほとんど同じ条件で作業ができる程度である。

ところが問題は水田の区画が小さいことである。これがとくに大型機械の作業能率に重要な影響を及ぼすことはいままでもなく、両農家とも出来るだけ条件の良い水田の選択受託に努めているものの、必ずしも十分とはいえない。第6表によって、主要な機械作業とそれぞれの1筆当たり水田面積をみると、B農家は刈取を除いて区画は20a以上で比較的大きく、とくに部分請負の耕起と代掻は30aに近い。一方、A農家は全部20aに満たない状態で、どれをとってもB農家より受託規模が大きく、自作地を加えた総規模も大きい。水田条件は相当悪いことがわかる。

IV 稲作部門の経営分析

1. 経営成果指標計算上の諸前提

まず第1に、家族労働時間の能力換算は、第3、4表の家族労働力の労働能力を示したように、1人前の男子を基準(1.0)に評価する。雇用労働についても労働時間の能力換算が必要であるが、これは賃金が男子と女子でそれぞれ大体一定になっているので、その比率から男子1.0、女子0.8で統一した。また、家族労働用役の評価方法、つまり評価基準についてはつぎのように設定した。経営主以外の労働力についてはすべて農外臨時雇賃金率(48年の平均的な1日当たり男子賃金は約3,000円で、女子のそれは約2,400円;斐川町およびその近辺の土木工事の日雇の場合)を用いることにした。経営主以外の労働力でA農家の父は、53才でまだ年令的には基幹労働力に属するが、現実に経営主ではなく機会費用として⁵⁾上記の基準が妥当であると考えた。そこで問題は経営主の労働用役の評価基準だが、両経営主とも若いので

就業機会も多く、したがって機会費用は当然高いだろう。その上、両経営とも家族経営としては大規模経営で、その経営主であるだけに主観的な労働用役の評価(労働用役の自己評価)基準も高いと考えられる。そこで本稿では、経営主の労働用役を、農外臨時雇賃金率(1日3,000円)で評価する一般的な方法(以下労働評価1.という)と、経営主労働用役の客観的および主観的要素を考慮して一般勤労者(常雇)なみの賃金率で評価する方法(以下労働評価2.という)との二通りを採用した。⁶⁾しかるに、両農家の経営規模、所得水準、経営主の労働能力などからみて、労働評価2.を採用の方が実態に則しているとみられるので、ほとんどの分析にはこれを採用する。そして、その具体的な賃金率としては、総理府「家計調査年報(48年)」所収の中国地方の全勤労者世帯の世帯主の賃金率—勤務先月平均収入(定期収入+臨時収入)を月平均労働時間で除した1時間当たり—を採用した。⁷⁾そしてこの1時間当たり賃金率は712円で、評価1.の場合の375円よりも約90%も高い。このように、労働評価1.と2.の違いは経営主労働用役の評価の違いであって、他の家族労働力評価については一定である。

第2に自作地の土地用役の評価であるが、借入地があるのでその支払小作料を採用した。小作料は10a当たり玄米3俵(4等米, 180kg 農家手取価額30,294円)である。

第3は投下資本のうち、自己資本の利子見積額の計算である。固定資本についてはすべて年間固定率100%であるから、投下額(年度始価額と年度末価額の和の $\frac{1}{2}$)に利率6%を乗じて利子見積額を計算した。流動資本のうち、小農具、育苗箱、収穫時の籾の集納袋などは数年使用するので生産期間だけでなく年間固定されているため、投下額(新調価額の $\frac{1}{2}$)に6%の利率率を乗じて固定資本利子見積額と同様の計算をした。その他の流動資本と労賃資本(自家労賃見積額+雇用労賃)はともに、水稲の生産期間を8か月、そしてそれらすべての資本が8か月間に平均的に投下されるとして、年間固定率を $\frac{1}{8}(=\frac{1}{12} \times \frac{1}{2})$ とし、投下資本額の $\frac{1}{8}$ に利率3%を乗じて利子見積額を計算した。⁸⁾

第4は、共通費(自作、全面請負、部分請負の各部門)の配分方法であるが、すべての共通費の配分方法を記述するのは省略し、例をあげて説明しておこう。例えば機械の減価償却費と資本利子は作業量(面積又は玄米数量)の比率で、建物の減価償却費と資本利子は粗収益比率でそれぞれ配分した。その他の費用についても、それぞれ関係のある部門における作業量又は粗収益の比率を配分基準とした。

第7表 A 農家の経営成果指標の一覧表

	自作 A ₁	全面請負 A ₂	小計 A ₃	育苗 a ₁	耕起 a ₂	代掻 a ₃	田植 a ₄	刈取 a ₅	乾燥 a ₆	樹り・調製 a ₇	出荷・検査 a ₈	小計 a ₉	合計 A ₄
1. 経営規模又は作業規模	94 a	579 a	673 a	454 a (927)	244 a (917)	214 a (887)	254 a (927)	565 a (1,238)	365 俵 (947.7)	543 俵 (1,125.7)	543 俵 (1,125.7)	—	—
2. 粗収益	809,189	4,970,736	5,779,925	127,000	73,200	64,200	63,500	565,000	310,250	108,600	48,870	1,360,620	7,140,545
同単位当たり	86,084	85,850	85,883	5,000	3,000	3,000	2,500	10,000	850	200	90	—	—
3. 純収益	484,736	3,082,191	3,566,927	18,246	17,924	35,252	10,355	358,390	180,693	76,337	△3,540	693,657	4,260,584
同単位当たり	51,568	53,233	53,000	718	735	1,647	2,092	6,343	495	141	△7	—	—
4. 農企業利潤	35,927	346,538	382,465	△63,791	1,423	8,426	△19,437	233,233	172,979	△37,025	△21,506	274,302	656,767
同単位当たり	3,822	5,985	5,683	△2,511	58	394	△765	4,128	474	△68	△40	—	—
5. 農業所得	484,736	1,351,940	1,836,676	18,246	17,924	35,252	10,355	358,390	180,693	76,337	△3,540	693,657	2,530,333
同単位当たり	51,568	23,350	27,291	718	735	1,647	2,092	6,343	495	141	△7	—	—
6. 家族労働報酬	188,193	1,281,219	1,469,412	14,682	15,111	33,776	9,101	347,076	176,437	72,881	△14,241	664,823	2,134,235
同1日当たり	3,706	4,112	4,055	1,628	3,312	3,997	1,239	9,146	153,423	1,989	△738	5,108	4,333
7. 経営主報酬	88,430	667,691	756,121	△42,566	13,686	22,376	△11,787	283,183	172,979	△12,912	△14,306	410,653	1,166,774
同1日当たり	5,053	6,237	6,071	△7,807	3,348	4,812	△6,421	17,008	※	△1,606	△5,961	9,035	6,863
8. 10a当たり土地純収益	34,116	36,243	35,946	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同玄米換算量	202.7 kg	215.3 kg	213.6 kg	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9. 農業投下資本利回り	10.10%	13.38%	12.92%	△29.06%	5.55%	13.15%	△25.80%	33.74%	73.18%	△20.88%	△28.85%	19.55%	14.81%
土地生産性 (10a当)	56,679	58,673	58,394	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10. 労働生産性 (1日当)	8,854	9,202	9,153	1,055	5,704	4,781	2,158	9,160	163,705	2,177	583	5,371	8,154
資本生産性 (千円当)	823	866	859	167	117	486	661	514	746	552	70	453	743

- 注 1) 経営規模又は作業規模のうち、()内は自作、全面請負を加えた合計である。
 2) 労働評価は1の場合である。
 3) 労働1日は8時間、労働時間は能力換算したものを用いた。
 4) 8.の玄米換算は農家手取面積(4等*60kg/10.098円)を基準と算出した。
 5) 単位当たりはa₆、a₇、a₈は1俵当たり、他は10a当たりである。
 6) ※は経営主労働報酬がゼロであるので計算不能であることを示す。

2. 経営収支と農業所得

以上のような諸前提のもとに両農家の経営成果指標を計算した結果を示したのが第7～10表である。両農家の経営収支と農業所得を検討しよう。第7表によると、A農家の粗収益はA₁約81万円、A₂約497万円、a₉約136万円、A₄約714万円でA₂が全体の約70%を占める。A₁とA₂の単位当たり粗収益の基礎になる10a当たり収量はともに約506kg(8.43俵、A₁とA₂とを分難計算できなかったので面積比率で収量を按分して求めた)である。なお、斐川町の48年の10a当たり平均収量は549kgであったから、A農家の収量はそれを7.8%下回っている。これは後述のB農家の場合にもいえることだが、経営規模が大きくなると、水管理・消毒などの栽培管理が相対的に不十分になること、コンバインによる刈取能率をあげるため早く干しあげて稲の倒伏を防ぐこと、そしてコンバインロスの発生、などによるものとみられる。粗収益に対して経営純収益(経営体を経営耕地、自己資本、家族労働力と考えた場合)は、A₁約48万円、A₂約308万円、a₉約69万円、A₄約426万円でA₂が全体の約72%を占める。また、部門別ではa₈だけがマイナスになっている。単位当たり純収益でA₁と

A₂の間に約1,700円の差があるのは、水利費、災害保険、租税公課の差によるものである。純収益率はA₃が61.7%、a₉が50.7%とA₃がかなり高くなっている。つぎに農業所得であるが、A₁は純収益に等しく約48万円、a₉も同じく約69万円であるが、A₂は純収益から(支払小作料—小作地固定資産税見積額)が控除されるので約173万円減少して約135万円になり、つれてA₄も約173万円減少して約253万円となる。したがってA₂は所得率が27.2%で純収益率62.0%から大きく低下し、つれてA₃も61.7%から31.8%へ低下し、a₉の50.7%よりかなり低くなっている。このことから小作料の影響の大きさが理解されよう。ところで、この農業所得約253万円(農業経営費に含まれない租税公課は農外所得で十分支払いうるから、これはA農家の農業可処分所得と考えてよい)をすでに農外就業している弟と妹を除いた5人で割ると、1人当たり約50.6万円となる。48年の中国地方の全勤労者世帯員1人当たり可処分所得は、総理府「家計調査年報(48年)」のデータから計算すると450,293円であるから、A農家は自立経営として十分な所得水準を確保しているといえよう。

第9表によると、B農家の粗収益はB₁約129万円、

第8表 A 農家の経営成果指標の一覧表

	自作 A ₁	全面請負 A ₂	小計 A ₃	育苗 a ₁	耕起 a ₂	代掻 a ₃	田植 a ₄	刈取 a ₅	乾 a ₆	糞 a ₇	出荷・検査 a ₈	小計 a ₉	合計 A ₄
1. 農企業利潤	△11,722	54,847	43,125	△83,055	△9,706	△4,236	△26,381	187,896	172,979	△58,911	△28,041	150,545	193,670
同単位当たり	△1,247	947	641	△3,270	△398	△198	△1,039	3,326	474	△108	△52	—	—
2. 家族労働報酬	187,721	1,278,331	1,466,052	14,492	15,001	33,650	9,032	346,627	176,437	72,664	△4,306	663,597	2,129,649
同1日当たり	3,696	4,102	4,046	554	3,288	3,982	950	9,134	153,423	1,983	△749	5,098	4,324
3. 経営主報酬	87,958	664,603	752,561	△42,756	13,576	22,250	△11,856	282,734	172,979	△13,129	△14,371	409,427	1,161,988
同1日当たり	5,026	6,208	6,042	△6,043	3,321	4,785	△4,649	16,953	※	△1,633	△5,988	9,008	6,835
4. 10a当たり土地純収益	29,047	31,205	30,903	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同玄米換算量	172.6kg	185.4kg	183.6kg	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5. 農業投下資本利回り	2.76%	5.92%	5.47%	△38.14%	0.59%	0.62%	△35.67%	27.69%	73.18%	△34.59%	△38.02%	12.64%	7.51%

注 1) 労働評価は2の場合である。

2) 労働1日は8時間、労働時間は能力換算したものを用いた。

3) 4.の玄米換算量は農家手取価額(4等米60kg 10,098円)を基準に算出した。

4) 単位当たりはa₆、a₇、a₈は1日当たり、他は10a当たりである。

5) ※は経営主労働時間がゼロであるから計算不能であることを示す。

B₂ 約223万円, B₃ 約352万円, b₉ 約114万円, B₄ 約467万円、B₂ の比率が約48%で最も大きい。純収益は B₁ 約91万円, B₂ 約157万円, B₃ 約248万円, b₉ 約69万円, B₄ 約317万円、B₂ の比率は約50%である。純収益率は B₃ 70.5%に対し b₉ 60.5%で B₃ が相当高い。この傾向はA農家と同じだが、各々の純収益率はB農家のほうがかなり高い。10a 当たり収量は、B₁ が531.8kg(約8.86俵)、B₂ が500.5kg(約8.34俵)で31.3kgも自作地のほうが多かった。同じく10a 当たりの純収益も B₁>B₂ であるが、粗収益の差より小さいのはA農家の場合と同様に水利費、租税公課、災害保険の差である。つぎに農業所得は B₂ が(支払小作料—小作地固定資産税見積額)を控除されるので、純収益より大きく減少している。したがって、所得率は B₁ と b₁ ~b₉ は純収益率と同じだが、B₂ は70.4%から35.7%へ、つれて B₃ も70.5%から48.5%へ各々純収益率から大きく低下し、b₉ の60.5%より相当低くなっている。また、B農家の場合所得額は B₁、B₂、b₉ の順(A農家は A₂、a₉、A₁ の順)になる。B農家の合計所得額は約239.5万円であるが、他に酪農部門所得1,117,895円(ききとり調査により計算)と養鶏部門所得(—)97,923円(ききとり調査により計算)があるので、農業所得の総額は約341.5万円である。これを7人で割ると1人当たり約48.8万円となり、さきに示した勤労者世帯の1人当たり可処分所得約45万円を十分上回っている。341.5万円は可処分所得ではないが、農外の租税公課はそれほど多くないだろうから、B農家の1人当たり可処分所得が45万円を上回るとは確実と考えてよいだろう

3. 収益性分析

(1) A 農家

農業純収益や農業所得は家族労働用役の評価基準が異っても数値は変化しないが、他の成果指標については数値が変わるので、まず労働評価1.の場合から検討しよう。

第7表によると、農企業利潤は a₁、a₄、a₇、そして a₈ がマイナスで、a₉ はプラスだが部分請負の部門間格差が目立つ。これら4部門は経営主労働用役を農外臨時雇賃金率で評価しても、企業的に採算がとれないことを示している。1日当たり家族労働報酬は、部分請負部門内の格差が大きい。とくに a₆ の極端に大きな数値と a₈ のマイナスは対照的である。A₃ と a₉ では後者が26%も高いが、A₃ の4,055円でもこの地域の男子土工賃金3,000円よりも35.2%も高い水準にある。1日当たり経営主報酬(労働所得+農企業利潤(経営者機能報酬))は、a₁、a₄、a₇、a₈ でマイナスで、しかも a₇ を除きいずれも6千円から8千円近くのマイナスである。反面、a₅ は17,008円にもなり、a₆ は経営主労働時間がゼロなので経営者機能報酬(農企業利潤)部分だけが約17.3万円配分されることになる。このように部分請負の部門間格差が大きい、a₉ は A₃ より48.8%も高い。また、経営主の労働所得部分を3,000円(労働評価1.だから)とすると、A₃、a₉、そして A₄ はすべて相当な経営者機能報酬を得たことになる。10a 当たり土地純収益の玄米換算量は、A₂ の場合事実上A農家の支払可能小作料⁹⁾をあらわしている。すなわち、A₂ の場合215.3kgで支払小作料180kgを35.3kg上回っており、経営計算上も請負耕作の成立が可能であることが立証される。農業投下資本利回りは、a₁、a₄、a₇、a₈ がいずれも大巾なマイナスで、a₅ と a₆ は逆に大巾なプラスとなっている。平均的には A₃ 12.92%、a₉ 19.5%、そして A₄

第9表 B 農家の経営成果指標の一覧表

	自作 B ₁	全面請負 B ₂	小計 B ₃	育苗 —	耕起 b ₂	代掻 b ₃	田植 b ₄	刈取 b ₅	乾燥 b ₆	すり調整 b ₇	出荷・検査 b ₈	小計 b ₉	合計 B ₄
1. 経営規模又は作業規模	141.6 a	261.8 a	403.4 a	—	492 a	342 a	100 a	291 a	393.5 a	1,000 俵	352.5 俵	—	—
粗収益	—	—	—	—	(895.4)	(745.4)	(503.4)	(694.4)	(741)	(1410.5)	(703)	—	—
2. 同単位当たり	1,291,999	2,231,083	3,523,082	—	147,600	102,600	25,000	291,000	334,475	212,000	31,725	1,144,400	4,657,482
3. 純収益	911,405	1,571,768	2,483,173	—	45,876	59,453	12,784	149,841	220,007	184,970	12,825	685,756	3,168,829
4. 同単位当たり	64,365	60,037	61,556	—	932	1,738	1,278	5,149	559	175	36	—	—
5. 農業所得	277,972	421,597	699,569	—	22,708	34,891	△ 5,002	100,821	207,271	111,705	△ 5,168	467,226	1,166,795
6. 同単位当たり	19,631	16,104	17,342	—	462	1,020	△ 500	3,465	527	105	△ 15	—	—
7. 家族労働報酬	911,405	797,447	1,708,852	—	45,876	59,453	12,784	149,841	220,007	184,970	12,825	685,756	2,394,608
8. 同単位当たり	64,365	30,460	42,361	—	932	1,738	1,278	5,149	559	175	36	—	—
9. 家族労働報酬	451,344	742,963	1,194,307	—	38,121	55,021	11,948	140,481	212,221	175,268	11,978	645,038	1,839,345
10. 同1日当たり	7,809	6,937	7,243	—	7,420	8,197	2,115	10,622	128,619	8,272	2,097	10,882	8,205
11. 経営主報酬	390,594	630,058	1,020,652	—	38,121	49,891	4,448	122,571	212,221	148,268	9,045	584,565	1,605,217
12. 同1日当たり	10,405	9,067	9,537	—	7,420	9,978	1,412	16,906	128,619	12,166	1,909	14,946	10,984
13. 10a 当たり土地純収益	49,925	46,348	47,603	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14. 同玄米換算量	296.6 kg	275.4 kg	282.8 kg	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15. 農業投下資本利回り	34.59%	30.09%	31.70%	—	9.56%	22.13%	△ 9.49%	27.14%	84.39%	72.33%	△ 25.22%	33.98%	32.57%
16. 土地生産性 (10a 当)	65,937	62,278	63,562	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17. 労働生産性 (1日当)	15,771	14,863	15,181	—	11,855	6,680	2,435	12,386	136,862	8,730	2,556	11,680	14,227
18. 資本生産性 (千円当)	987	963	972	—	128	321	409	358	863	1,102	1,449	457	776

注 1) 経営規模又は作業規模のうち、() 内は自作、全面請負を加えた合計である。
 2) 労働評価は1の場合である。
 3) 労働1日は8時間、労働時間は能力換算したものを用いた。
 4) 8の玄米換算は農家手取価額(4等)160kg(10,098円)を基準に算出した。
 5) 単位当たりはb₆、b₇、b₈は1俵当たり、他は10a 当たりである。

14.81%で、例えば1年定期預金利率(48年は10月15日改定分が6.25%で最高)を十分上回っている。参考までに生産性指標(投入要素単位当たり純生産額)をみると、労働生産性、資本生産性ともにA₃のほうがa₉より相当高く、部分請負の部門間格差が大きいこともわかる。

以上の各指標は労働評価2.の場合にいずれも変化するが、さきにIV.の1.でもふれたように農家の実情からみて、労働評価2.の成果指標のほうが現実的であると考えられる¹⁰⁾。第8表は変化する指標(資本生産性を除く)だけを示したものである。農企業利潤は低下が著しく、A₁、a₂、a₃が新たにマイナスとなる。A₃、a₉、A₄はそれぞれプラスで全体としては企業的にも採算がとれていることを示している。1月当たり家族労働報酬と同経営主報酬は共にわずかず低下(労賃資本の増加に伴う利子部分の増加だけ)するにすぎないので、労働評価1.の場合の分析結果とほとんど変りはない。ただ、1日当たり経営主報酬の中で労働所得部分が3,000円から5,696円になる(712円×8時間=5,696円)ので、経営者機能報酬部分が少なくなる。10a 当たり土地純収益は、A₂の場合玄米換算量で185.4kgと大きく低下し、支払小作

料をわずかに5.4kg上回るにすぎない。農業投下資本利回りも大巾に低下している。例えば1年定期預金利率6.25%を上回っているのは、a₅とa₆だけである。A₃<a₉の関係は変わっていないが格差は大きく拡大している。A₄は7.51%で6.25%をわずかながら上回っているが、A₂は5.92%と若干下回っている。さらにA₁単独では借入資本の利率3.8%さえも下回っている。

(2) B 農家

第9表から労働評価1.の場合をみると、農企業利潤はb₄、b₈がマイナスの他はプラスである。1日当たり家族労働報酬では部分請負の部門間格差が大きく、b₄とb₈以外は男子土工労賃3,000円をはるかに上回っている(B₄でその2.7倍強)。またB₃とb₉の間には50.2%もの格差がある。1日当たり経営主報酬もほぼ同様の傾向で、b₄とb₈が極端に悪くて労賃部分(評価1.だから3,000円)にも満たない。他の部門はきわめて高く、B₄は10,984円にもなっている。b₉とB₃の格差は家族労働報酬のそれよりも大きく、56.7%に達している。10a 当たり土地純収益の玄米換算量は、B₂の場合275.4kgと支払小作料を95.4kgも上回っており、10a 当たり農企業利潤の高さ(B₂で1.6万円余り)と照応して

いる。農業投下資本利回りは全体的にきわめて高く、 B_3 と b_9 の格差は小さい。たゞ、部分請負部門では b_6, b_7 が極端に高いのに対し、 b_4 と b_8 はマイナスになっているなど、格差が大きい。参考までに生産性指標をみると、労働生産性、資本生産性ともに B_3 のほうが b_9 より高く、部分請負は部門間格差が大きい。

つぎに、労働評価2の場合を第10表から検討しよう。農企業利潤はかなり減少するが、新たにマイナスになる部門はなく、労働評価を高くしても企業的に採算がとれており、収益性の高さをあらわしている。1日当たり家族労働報酬と同経営主報酬はそれぞれわずかずつ低下するだけで、基本的には評価1の場合と変わらない。経営主報酬も、労賃部分(5,696円)を相当上回っており、経営者機能報酬も高いといえる。10a 当たり土地純収益の玄米換算量は大きく低下するが、 B_2 はそれでも支払可能小作料 232.4kg で支払小作料を 52.4kg 上回っており、支払余力は大きい。農業投下資本利回りも大巾に低下しているが、 b_4 と b_8 のマイナスを除き最低の b_2 でも1年定期預金利率6.25%を上回っており、 B_3 20.22%, b_9 27.02%, B_4 22.78%は相当高い水準であるといえる。ただ、 B_3 と b_9 との格差は拡大してい

(3) 収益性の比較分析

(1), (2)で農家別に収益性を検討したが、両農家には共通した収益性の特色あるいは収益性からみた問題点がみられた。さらに、全般的に両農家間には収益性の明確な格差(B農家優位)が認められた。そこで、ここではまず共通的な現象を整理し、ついで両農家の収益性をより詳しく比較分析してみる。

さて、両農家に共通的にみられることは、第1に農企業利潤では田植と出荷・検査がともにマイナスになっていることである。第2に1日当たり家働労働報酬と同経

営主報酬(A農家の a_6 は計測できないが家族労働報酬以下ではない)は乾燥と刈取がきわめて高く、反対に田植と出荷・検査が悪い。そして、全過程管理部門(自作と全面請負)の平均(A_3, B_3)が部分請負部門の平均(a_9, b_9)よりも相当低いことである。第3は支払可能小作料は労働評価2でも支払小作料を上回っている(A農家は不十分だが)ことである。そして第4は、農業投下資本利回りもほぼ1日当たり家族労働報酬や同経営主報酬と同様の傾向を示していることである。これらの共通の現象から問題点を指摘すると、1つは部分請負部門間の収益性格差の存在とその中でとくに乾燥、刈取の有利性と田植、出荷・検査の不利性が共通的にいえることから、各部分請負料金の中に、各部分請負部門の費用との相対関係において、かなりの不均衡が存在すると推測される点である。第2点は $A_3 < a_9, B_3 < b_9$ についてであるが、生産の全過程を管理する部門の収益性がいわば一貫性をもたない断続的な部分請負部門のそよれりも相当低いことの不合理性である。これはとくに同じ請負部門である A_2 と a_9, B_2 と b_9 の関係としてとらえればより鮮明になるのである。第3点は、一応支払可能小作料は支払小作料を上回っているものの、収量が低下すれば自作部門と全面請負部門の収益性低下は当然だが、その場合支払小作料 180kg という水準が大きな圧迫要因になるとみられることと、第2点との関連においても方払小作料水準の検討が必要になるということである。これら3点のうち、第1点については請負料金の決まり支からみて、農協の受託農作業班の収益性分析による検討も必要であり、本稿の分析は全面請負部門に力点を置いているので、検討を省略するが、第2、第3点についてはV.で順次取りあげることにする。

さて、収益性の比較分析に移ろう。各单位当たり成果

第10表 B農家の経営成果指標の一覧表

	自作 B_1	全面請負 B_2	小計 B_3	育苗 b_2	起代 b_3	田植 b_4	刈取 b_5	乾燥 b_6	切り・調整 b_7	出荷・検査 b_8	小計 b_9	合計 B_4	
1. 農企業利潤	175,758	232,394	408,152	--	8,719	21,276	△13,578	81,080	202,779	78,520	△18,068	360,728	768,880
同単位当たり	12,413	8,877	10,118	--	177	622	△1,358	2,786	515	74	△51	--	--
2. 家族労働報酬	450,332	741,090	1,191,422	--	37,982	54,886	11,864	140,286	212,177	174,940	11,850	643,985	1,835,407
同1日当たり	7,791	6,920	7,225	--	7,393	8,177	2,100	10,608	128,592	8,257	2,074	10,864	8,187
3. 経営主報酬	389,582	628,185	1,017,767	--	37,982	49,756	4,364	122,376	212,177	147,940	8,917	583,512	1,601,279
同1日当たり	10,378	9,040	9,610	--	7,393	9,951	1,385	16,779	128,592	12,139	1,882	14,919	10,957
4. 10a 当たり土地純収益	42,706	39,121	40,579	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
同玄米換算量	253.8 kg	232.4 kg	239.9 kg	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
5. 農業投下資本利回り	23.27%	18.51%	20.22%	--	6.60%	15.22%	△32.67%	22.63%	82.34%	50.30%	△84.11%	27.02%	22.78%

注 1) 労働評価は2の場合である。
 2) 労働1日は8時間、労働期間は能力換算したものを用了。
 3) 4の玄米換算は農家手取価額(4等760kg 10,098円)を基準に算出した。
 4) 単位当たりは b_6, b_7, b_8 は1日当たり、他は10a 当たりである。

第11表 経営成果指標におけるA農家のB農家に対する相対比(%)

	自作	全面請負	小計	耕起	代掻	田植	刈取	乾燥	粗すり・調製	出荷・検査	小計	合計
粗収益	94.3	100.7	98.3	100	100	100	100	100	100	100	100	
純収益	78.7	88.7	86.6	78.9	94.8	163.7	123.2	88.6	80.6	△ 19.4		
農企業利潤	19.5	37.2	32.8	12.6	38.6	—	119.1	89.9	△ 64.8	—		
	△10.0	10.7	6.3	△ 224.9	△31.8	—	119.4	92.0	△ 145.9	—		
農業所得	78.7	76.7	64.8	78.9	94.8	163.7	123.2	88.6	80.6	△ 19.4		
1日当たり家族労働報酬	47.5	59.3	56.0	44.6	48.8	58.6	86.1	119.3	24.0	△ 35.2	46.9	52.8
	47.4	59.3	56.0	44.5	48.7	45.2	86.1	119.3	24.0	△ 36.1	46.9	52.8
1日当たり経営主報酬	48.6	68.8	63.7	45.1	48.2	△ 454.7	100.6	※	△ 13.2	△ 312.3	60.5	62.5
	48.4	68.7	63.5	44.9	48.1	△ 335.7	100.4	※	△ 13.5	△ 318.2	60.4	62.4
10a当たり土地純収益	68.3	78.2	75.5									
	68.0	79.8	76.5									
農業投下資本利回り	29.2	44.5	40.8	58.1	59.4	—	124.3	86.7	△ 28.9	—	57.5	45.5
	11.9	32.0	27.1	8.9	4.1	—	122.4	88.9	68.8	—	46.8	33.0
土地生産性(10a当)	86.0	94.2	91.9									
労働生産性(1日当)	56.1	61.9	60.3	48.1	49.4	88.6	74.0	119.6	24.9	22.8	46.0	57.3
資本生産性(千円当)	83.4	89.9	88.4	91.4	151.4	161.6	143.6	86.4	50.1	4.8	99.1	95.7

注1) 各指標の1, 2は各々労働評価1, 2の場合を示す。
 2) 資本生産性は労働評価1の場合である。
 3) 労働1日は8時間, 労働時間は能力換算したものを用了。
 4) ※はA農家の経営主労働時間がゼロのため, 同農家の1日当たり経営主報酬が計算出来ないで, この項も計算不能。
 5) △はA農家がマイナス, B農家がプラスの場合。—は両農家ともマイナスで計算しても意味がないので省略したものである。

指標について、B農家を100としてA農家を指数化したのが第11表である。同表を一見してわかることは、ごく一部を除いて全体的にA農家の収益性がB農家より低いことである。まず全過程管理部門では全面請負部門の粗収益がわずかに100を上回るにすぎず、ほとんどの指標において80未満である。その中でも農企業利潤の格差の大きさが収益性格差の実態を象徴的に示している。また、土地生産性や粗収益の格差は相対的に小さく、1日当たり家族労働報酬や同経営主報酬、そして生産性の格差は相対的に大きい。さらに、純収益や資本生産性の格差と投下資本利回りの格差の間に乖離が目立つのは、投下資本の利用は比較的効率的であるが、労働効率の低位(労働費が相対的に多くなる)によって投下資本への配分がB農家より少なくなっているからであると推測される。粗収益格差より純収益格差のほうが大きいのは後述するように費用格差によるものである。つぎに部分請負部門についてみると、全体的にA農家の劣位が目立つ中で、刈取部門は1日当たり家族労働報酬を除いてA農家の方が高く、乾燥部門も比較的良好である。さて、耕起代掻、刈取、田植のように機械化による省力化のメリットが最も発揮されるべき部門に、ある一定の傾向を見出すことが出来る。それはこれら4部門のそれぞれの純収益(農業所得)格差(田植、刈取は逆格差)に比べて、

1日当たり家族労働報酬のそれが一様に大きいことと、まったく同様の関係が資本生産性と労働生産性との間にも見られることである。さらに、部分請負部門の平均については比較可能な指標の指数をみると、1日当たり家族労働報酬が50未満、同経営主報酬が60強、そして農業投下資本利回りは46.8(労働評価2.)である。また、労働生産性は46.0、資本生産性は99.1である。これらとほぼ同じ傾向が総平均の場合にも見られる。

以上の比較分析の結果を簡単に要約すると、第1は全体的に収益性の大きな格差がみられる中で、粗収益(部分請負部門は当然格差なし)、純収益、農業所得、そして土地生産性は相対的に格差が小さく、資本生産性は部分請負の3部門でB農家を相当上回るなど、全体としてほぼ均衡していることがわかった。第2は、それに対して、1日当たり家族労働報酬、同経営主報酬、それに労働生産性の労働効率関連の諸指標と投下資本利回りなどには相当大きな格差がみられた。これらの事実から、種々の格差の中で、とりわけ労働効率の格差が大きいことが推測されるのである。

このような収益性格差をもたらした要因、したがってそれは収益性を規定する要因でもある、を検出するために、以下費用、労働時間、そして投下資本について分析をすすめる。

第12表 A 農家の単位当たり費用一覧表(単位:円)

	自作 A ₁	全面請負 A ₂	小計 A ₃	育苗 a ₁	耕起 a ₂	代掻 a ₃	田植 a ₄	刈取 a ₅	乾燥 a ₆	粗すり・ 調製 a ₇	出荷・ 検査 a ₈		
種 苗 費	1,332	1,341	1,340	1,381	0	0	0	0	0	0	0		
肥 料 費	5,666	5,652	5,654	72	0	0	0	0	0	0	0		
農用薬剤費	5,940	5,929	5,930	535	0	0	0	0	0	0	0		
諸 材 料 費	987	987	987	891	0	0	0	119	0	0	0		
被 服 費	263	263	263	17	9	9	7	31	26	6	3		
燃 料 費	3,138	3,049	3,061	29	174	99	463	259	2,093	80	74		
修 理 費	923	904	907	0	116	50	0	145	485	188	0		
小 農 具 費	529	527	527	67	0	0	0	16	0	0	0		
水 利 費	250	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0		
減価償却費	6,094	6,015	6,026	389	1,600	530	353	1,754	637	234	229		
機 械													
却 費	682	683	683	144	20	20	15	67	58	13	6		
建 物													
労働費	21,217	21,131	21,143	3,840	1,013	1,770	1,394	2,809	95	2,423	437		
	家 族												
	3,232	3,201	3,205	338	0	476	1,173	462	0	0	103		
	雇 用												
借 賃 料 金	423	424	424	68	4	4	3	122	12	3	158		
災 害 保 険	1,275	1,054	1,085	112	4	4	3	200	11	3	271		
租 税 公 課	1,745	195	411	32	2	2	1	57	5	1	75		
研 修 費	156	156	156	10	5	5	4	18	16	4	2		
(小 計)	53,852	51,511	51,837	7,925	2,947	2,969	3,416	6,059	3,438	2,955	1,358		
地 代	30,294	30,257	30,263	0	0	0	0	0	0	0	0		
資 本 利 子	固 定	自己	781	774	775	47	107	51	22	165	89	41	3
		借 入	1,809	1,793	1,795	122	332	153	71	406	207	63	44
	流 動	自己	276	254	257	59	3	2	5	10	26	3	6
		借 入	72	72	72	74	0	0	0	0	0	0	0
		労 賃	244	243	243	42	10	22	26	33	1	24	5
(小 計)	3,182	3,136	3,142	344	452	228	124	614	323	131	58		
合 計	87,328	84,904	85,242	8,269	3,399	3,197	3,540	6,673	3,761	3,086	1,416		

注1) a₆, a₇, a₈は10俵当たりの費用を, 他は10a当たりの費用を示す。A₃はA₁とA₂の平均である。
2) 労働費の家族分は労働評価2.によるものである。

4. 費用分析

まず第12, 13表から両農家の費用構成の特徴を検討しよう。自作部門と全面請負部門では両農家とも、地代(11)(自作地地代見積額と支払小作料)が最大費目であるが、これを除くと労働費が圧倒的に大きく、ついで減価償却費が大きい。さらにA農家では農用薬剤費、肥料費、資本利子、燃料費などが、B農家では資本利子、肥料費、農用薬剤費、燃料費などがそれぞれ多くなっている。部分請負部門では、各部門によって費用構成が若干異っているが、最大費目が労働費である部門がA農家で8部門中a₂, a₆を除く6部門、B農家では7部門中b₂, b₆を除く5部門を占めている。そして、a₂とb₂は減価償却費が、a₆とb₆は労働費はきわめて少なく燃料費が、それぞれ最大費目となっている。このよう

に費目構成において両農家はほとんど同じ特徴をもっているが、部分請負各部門の費目構成と収益性との間にも共通の傾向が認められる。第8表と第10表で農企業利潤(単位当たり利潤—他の収益性指標も同じだが—は総粗収益から総費用を引いて総利潤を計算してそれを面積又は玄米数量で除したので、単位当たり粗収益から同費用を引いて計算されるものとは、四捨五入の関係があって必ずしも一致しない)がプラスの部門を高収益部門、マイナスの部門を低収益部門とすると、前者は合計7部門(A農家2部門、B農家5部門)、後者は8部門(A農家6部門、B農家2部門)である。そして、費用合計の中で労働費の割合が50%以上の部門は前者では1部門(b₇)にすぎないのに対し、後者ではa₂とa₈を除き6部門もある。したがって、これらの事実から部分請負

第13表 B 農家の単位当たり費用一覧表 (単位:円)

	自作 B ₁	全面請負 B ₂	小計 B ₃	育苗	耕起 b ₂	代掻 b ₃	田植 b ₄	刈取 b ₅	乾燥 b ₆	粗すり・調製 b ₇	出荷・検査 b ₈	
種 苗 費	1,390	1,396	1,394		0	0	0	0	0	0	0	
肥 料 費	3,213	3,227	3,222		0	0	0	0	0	0	0	
農用薬剤費	3,083	3,097	3,092		0	0	0	0	0	0	0	
諸 材 料 費	685	692	689		0	0	0	162	0	0	0	
被 服 費	276	257	264		9	9	7	30	26	6	3	
燃 料 費	2,866	2,795	2,820		125	85	420	333	1,923	51	0	
修 理 費	1,338	1,361	1,353		233	120	0	1,004	0	0	0	
小 農 具 費	367	370	369		0	0	0	43	0	0	0	
水 利 費	160	0	56		0	0	0	0	0	0	0	
減価償却費	6,019	6,018	6,019		1,320	812	640	1,933	602	149	0	
機械												
建物	566	536	546		15	15	12	51	43	10	5	
労働費	19,391	19,431	19,417		595	983	2,544	2,035	239	910	849	
家族												
雇用	297	298	297		0	0	0	0	0	0	340	
借 賃 料 金	280	275	277		1	1	1	107	2	1	170	
災 害 保 險	1,458	1,255	1,326		2	2	2	473	5	1	1	
租 税 公 課	2,007	174	817		3	3	2	61	9	2	1	
研 修 費	1,598	1,492	1,529		53	53	41	174	149	35	16	
(小 計)	44,994	42,674	43,487		2,356	2,083	3,669	6,406	2,998	1,165	1,385	
地 代	30,294	30,244	30,261		0	0	0	0	0	0	0	
資 本 利 子	固定	自己	1,855	1,762	1,795	150	121	62	282	175	85	14
		借入	1,247	1,248	1,248	305	162	97	480	148	0	0
	流動	自己	216	193	201	4	3	5	26	21	1	2
		借入	28	28	28	0	0	0	0	0	0	0
	労 賃	197	197	197		6	10	25	20	2	9	12
(小 計)	3,543	3,428	3,469		465	296	189	808	346	95	28	
合 計	78,831	76,346	77,217		2,821	2,379	3,858	7,214	3,344	1,260	1,413	

注1) b₆, b₇, b₈は10畝当たりの費用を, 他は10a当たりの費用を示す. B₃はB₁とB₂の平均である.

2) 労働費の家族分は労働評価2.によるものである.

部門では労働費割合の大小が収益性に相当大きな影響を与えていることがわかる。

さて, つぎに両農家の費用の比較分析をしよう。第14表は両農家の単位当たり費目別絶対額を比較したもので, A農家の費用からB農家の費用を差し引いた額が示されている。まず自作部門と全面請負部門の平均の費用合計(10a当たり)は8,025円(10.4%)の格差となっている。粗収益格差はそれほど大きくなかった(金額で1,452円, 1.7%)ので, 収益性格差は費用格差によって生じたといえる。そこで, この約8千円の格差要因を費目別にみると, 最大要因は労働費の格差(4,634円)で, ついで農用薬剤費(2,838円), 肥料費(2,432円)が大きなものである。研修費は逆に1,373円も少なくなっているが, これはB農家がこの年に長距離研修旅行をしたた

めである。修理費や租税公課も少なくなっている。労働費格差については5.で分析するように, 結局労働時間の差ということである。農用薬剤費の格差は, 除草剤の散布が多かったことによる。肥料費の差は, 主として土壌改良剤(10a当たり約2,000円)投入の有無によるもので, B農家は隔年投入で48年は投入しない年であったのである。ところで, 部分請負部門でもおおむねそうであるが, 資本金子がB農家よりも少ないことは注目すべきであろう。大規模経営で経営上留意すべきことの1つに, 投下資本(とくに固定資本)の有効利用があるが, 資本金子の差からみて, A農家はこの点では優位にあるといえる(この点は6.で分析する)。つぎに部分請負各部門(育苗部門を除く)の費用格差を検討しよう。耕起部門は費用合計で578円(20.5%)も多く, その大半は

第14表 A, B両農家の部門別, 費目別費用差の一覧表 (単位: 円, △はマイナス)

			自作	全面請負	小計	耕起	代播	田植	刈取	乾燥	籾すり・調製	出荷・検査					
種	苗	費	△ 58	△ 55	△ 54	—	—	—	—	—	—	—					
肥	料	費	2,453	2,425	2,432	—	—	—	—	—	—	—					
農	用	費	2,857	2,832	2,838	—	—	—	—	—	—	—					
諸	材	費	302	295	298	—	—	—	△ 43	—	—	—					
被	服	費	△ 13	6	△ 1	0	0	0	1	0	0	0					
燃	料	費	272	254	241	49	14	43	△ 74	170	29	74					
修	理	費	△ 415	△ 458	△ 446	△ 117	△ 70	—	△ 859	485	188	—					
小	農	費	162	157	158	—	—	—	△ 27	—	—	—					
水	利	費	90	—	△ 21	—	—	—	—	—	—	—					
減価償却費	機	械	75	△ 3	7	280	△ 282	△ 287	△ 179	35	85	229					
		建	116	147	137	5	5	3	16	15	3	1					
労	働	費	4,761	4,603	4,634	418	1,263	23	1,236	△ 144	1,513	△ 649					
借	賃	金	143	149	147	3	3	2	15	10	2	△ 12					
災	害	保	△ 183	△ 201	△ 241	2	2	1	△ 273	6	2	270					
租	税	公	△ 262	21	△ 406	△ 1	△ 1	△ 1	△ 4	△ 4	△ 1	74					
研	修	費	△ 1,442	△ 1,336	△ 1,373	△ 48	△ 48	△ 37	△ 156	△ 133	△ 31	△ 14					
(小計)			8,858	8,837	8,350	591	886	△ 253	△ 347	440	1,790	△ 27					
地	資	本	利	子	代	己	入	0	13	2	—	—	—				
								△ 1,074	△ 988	△ 1,020	△ 43	△ 70	△ 40	△ 117	△ 86	△ 44	△ 11
								562	545	547	27	△ 9	△ 26	△ 74	59	63	44
								60	61	56	△ 1	△ 1	△ 0	△ 16	5	2	4
								44	44	44	—	—	—	—	—	—	—
47	46	46	4	12	1	13	△ 1	15	△ 7								
(小計)			△ 361	△ 292	△ 327	△ 13	△ 68	△ 65	△ 194	△ 23	36	30					
合計			8,497	8,558	8,025	578	818	△ 318	△ 541	417	1,826	3					
相対費用比率			110.8	111.2	110.4	120.5	134.4	91.8	92.5	112.5	244.9	100.2					

注1) すべてA農家の数値からB農家の数値を差し引いたものである。
 2) 労働評価は2.の場合である。
 3) 費用差は乾燥, 籾すり・調製, 出荷・検査は10度当たり, 他は10a当たりの数値である。

労働費(418円)である。代播部門は労働費の差(1,263円)が費用合計の差(818円)を上回ってさえいる。田植部門は費用合計では318円少なくなっているが、労働費は逆に23円とわずかだが多くなっている。刈取部門はほとんどの費目でA農家の方が少なく、費用合計で541円少なくなっているが、労働費は逆に1,236円も多くなっている。そのため、純収益(農業所得)、農企業利潤、1日当たり経営主報酬、投下資本利回り、そして資本生産性とほとんどの指標でB農家を上回っている(刈取は農企業利潤、1日当たり経営主報酬、投下資本利回りでB農家を上回る唯一の部門)、1日当たり家族労働報酬と労働生産性では下回っているのである。したがって、刈取部門はA農家の労働効率の低位を象徴的に示しているといえる。乾燥部門は他の部門と違って費用合計では417円多くなっているにも拘らず、労働費は144円少

ない。乾燥機の修理費の差が費用合計の差に結びついている。この部門は両農家とも労働費がきわめて少なく、それぞれ最高の収益性をあげているが、とくにA農家はその傾向が著しく、1日当たり家族労働報酬と労働生産性がともにB農家を上回っている。これらの指標でA農家優位はこの部門だけである。籾すり・調製部門は収益性できわだった対照を示している唯一の部門であるが、その原因はきわめて大巾な費用格差(費用合計で2.45倍)にあり、そのほとんどが労働費の差によるのである。最後に出荷・検査部門は費用合計はほとんど同じであるが、費用構成は相当ちがっている。A農家は自家用トラックを用いている(B農家は小型トラックを農協から賃借)ので災害保険や減価償却費が多くなっており、労働費は逆に少なくなっている。A農家はトラック関係の費用、B農家は労働費の圧迫(5.の労働時間の分析参

照)で、ともに収益性はきわめて悪い。

以上の分析で、自作、全面請負、耕起、代掻、籾すり・調製の各部門はそれぞれ収益性格差が費用格差に起因しており、その最大の要因は労働費格差であることが明らかになった。さらに、費用合計ではB農家より少なくなっている田植と刈取の両部門も、労働費はA農家の方が多く、これが1日当たり家族労働報酬や労働生産性の低位(労働収益性の格差)を結果していること、そして乾燥部門は前両部門とちょうど逆の関係で労働費格差が労働収益性格差の形成要因になっていること、がそれぞれわかった。また、自作部門と全面請負部門では、固定費でしかも他律的に決まる性格の強い地代又は小作料を除けば、最大の費目は労働費であること、部分請負部門では労働費の費用合計中の割合が、50%以上と未滿で収益性に明確な差が認められること、などからみて労働費が収益性を規定する大きな要因(部分請負部門の多くは労働費が最大の要因である)であることも実証されたのである。

5. 労働時間分析

第15、16表から両農家の作業別労働時間の割合を、自作部門と全面請負部門の計でみると、A農家は除草22.4%、育苗18.1%、刈取12.7%、田植11.7%、籾すり・調製9.2%などが多くなっている。B農家では除草16.1%、育苗と田植がともに13.4%、水管理12.3%、刈取

10.8%などが多い。なお、雇用労働時間の比率はA農家5.6%に対しB農家は3.4%(合計の比率)と低い。

さて、両農家の労働時間格差を第17表から検討しよう。まず10a当たりの自作部門と全面請負部門の平均では、B農家の約33.5時間に対してA農家は約51時間で、その差は約17.6時間(52.2%)にもなる。差の大きいのは除草6.0時間、育苗4.7時間、籾すり・調製3.3時間、刈取2.9時間、代掻2.2時間などで、これらはB農家を100とするとそれぞれ211.1、204.4、335.7、180.6、237.5と著しく高い指数を示している。耕起も時間差は0.7時間だが指数は187.5と能率の悪さを示している。このような大きな格差の原因は、除草についてはさきの費用分析の農用薬剤費のところで指摘した(本文と注12参照)ことと、1筆当たり区画の格差も影響している(後述)。育苗は約2倍の時間がかかっているが、A農家の経営主は経験が浅いため慎重によりていねいに管理することと、B農家に比べて相対的に労働力の余裕があるためである。籾すり・調製は主として両農家の機械の構造の差によるところが大きい。すなわち、B農家の場合は乾燥機で乾燥した籾が自動的に籾すり機に搬入されるようになっているため、省力効果が著しいのである。そのほか、耕起、代掻、刈取、田植のように機械化の省力効果が最も顕著に発揮されるべき過程についてはまとめて後述する。

第15表 A農家の労働時間(単位:時間)

	自作, 全面 請負の計	同構成比 (%)	部分請負	合 計	単位当たり
育 苗	620.6	18.1	241.3	861.9	9.3
耕 起	98.5	2.9	36.5	135.0	1.5
代 掻	258.1	7.5	81.5	339.6	3.8
施 肥	198.6	5.8		198.6	3.0
田 植	400.2	11.7	155.5	555.7	6.0
除 草	769.4	22.4		769.4	11.4
水 管 理	113.6	3.3		113.6	1.7
生産調査等栽 培管理	45.4	1.3		45.4	0.7
病虫害防除	96.4	2.8		96.4	1.4
刈 取	435.0	12.7	355.8	790.8	6.4
乾 燥	15.2	0.4	9.2	24.4	0.026
籾すり・調製	317.5	9.2	293.1	610.6	0.542
出荷・検査	66.2	1.9	61.0	127.2	0.113
合 計	3,434.7	100.0	1,233.9	4,668.6	※ 51.04
{家 族 雇 用	2,899.1 535.6	84.4 15.6	1,041.3 192.6	3,940.4 728.2	※ 43.08 ※ 7.96

注1) 単位当たり時間は、乾燥、籾すり・調製、出荷・検査は1俵当たり、他は10a当たりを示す。

2) ※はいずれも自作と全面請負の平均(10a当たり)を示す。

第16表 B農家の労働時間(単位:時間)

	自作, 全面 請負の計	同構成比 (%)	部分請負	合 計	単位当たり
育 苗	181.4	13.4		181.4	4.5
耕 起	33.5	2.5	41.1	74.6	0.8
代 掻	63.1	4.7	53.7	116.8	1.6
施 肥	110.9	8.2		110.9	2.7
田 植	181.0	13.4	45.2	226.2	4.5
除 草	217.6	16.1		217.6	5.4
水 管 理	166.3	12.3		166.3	4.1
生産調査等栽 培管理	0	0		0	0
病虫害防除	105.5	7.8		105.5	2.6
刈 取	145.9	10.8	105.8	251.7	3.6
乾 燥	11.7	0.9	13.2	24.9	0.033
籾すり・調製	56.5	4.2	169.5	226.0	0.160
出荷・検査	77.8	5.8	77.7	155.5	0.221
合 計	1,351.2	100.1	506.2	1,857.4	※ 33.49
{家 族 雇 用	1,319.2 32.0	97.6 2.4	474.2 32.0	1,793.4 64.0	※ 32.70 ※ 0.79

注1) 単位当たり時間は、乾燥、籾すり・調製、出荷・検査は1俵当たり、他は10a当たりを示す。

2) ※はいずれも自作と全面請負の平均(10a当たり)を示す。

A農家の方が労働時間の少ない作業もある。水管理はA農家の場合、生産調査等栽培管理が水管理も兼ねているので実質的には指数は41.5から58.5に変化する。病害虫防除の場合は、A農家は除草をよりていねいにやっているため、相対的に病害虫発生への心配が少なかったため回数が少なく済んだからとみられる。乾燥は、主としてA農家の乾燥機の容量がB農家のその2倍であることによる。出荷・検査は、トラックの容量差、取扱い規模（A農家1,125.7俵、B農家703俵）の差、そしてB農家は農協へトラックを借りに行ったり返却したりする時間が余分にかけたことなどによる。

以上、作業別にそれぞれ労働時間格差の生じた理由があるが、全体的にA農家の労働能率が低い共通的要因は2つに集約することが出来よう。第1は、すでに少しふれたが、A農家の経営主が経験上技術的に未熟で不慣れなところがあることと、B農家よりも相対的に労働力に余裕があることから、能率が悪い上に念入りで慎重な作業、管理が行なわれるためである。この点は育苗、除草に典型的にあらわれている。そしてこれは、B農家が少ない労働力で雇用労働にも頼らず徹底的に省力化しているのと対照的であるといえよう。しかし、この点はA農家の経営主の年齢（27才と若い）からみて、一時的な現象であって近く解消されるだろうし、いわば当該事例の特殊事情であるともいえる。これに対して、第2は普遍

性をもったより重要な客観的事情である。すなわち、とくに大型機械の作業能率に強く影響する水田の技術的条件の格差である。すでに指摘したように、A農家は耕起、代掻、刈取、田植のような機械化による省力効果を最も発揮しやすい作業部門で、一様に相当程度劣っている。それもそれぞれの合計規模（自作、全面請負、部分請負3部門の合計）においては、いずれもB農家を上回っている（とくに田植、刈取は各々約84%、78%）のである。そこで、すでにⅢ.の6.で若干ふれたが、水田の技術的条件の中でも作業能率に大きく影響する1筆当たり面積を再び第6表でみると、一様にB農家の方が大きい。部分請負の刈取部門が13.3%、自作部門が28.7%と比較的格差が小さいものの、他は40%以上で部分請負の田植部門の如きは約2倍の区画である。各作業別の総平均でみると、B農家は18.8a～25.6aと相当区画が大きい（30a区画を理想とすれば62.7%～85.3%に相当する）が、A農家は14.3a～17.3%といずれも20aにも満たず、30a区画からは程遠い。これでは作業能率に差が出るのは当然である。一筆当たりの面積が小さいことは大型機械の場合には移動時間が多くかかることも一段と能率を悪化させる。このように、A農家は1筆当たり面積が小さいことによって、大型機械作業部門における規模の有利性発揮がさまたげられているのである。

以上、労働時間の格差形成要因は共通的なものとして2つが考えられるが、第1の要因は個別のかつ特殊的性格が強く、しかも一時的な経過的要因でもある。それに対して第2の要因は、両農家のような大規模経営（とくに部分請負部門が経営規模の相当部分を占めている）においては、普遍性をもっているといつてよく、農家間の技術水準が平均化された場合の労働効率のまさしく決め手になるものである。その意味において、当該事例の場合、労働時間格差（したがって労働費、費用合計、そして収益性の格差）にどちらの要因がより強く影響しているかは不明であるが、基本的には第2の要因をより重要視すべきであると考えられる。

6. 投下資本の分析

4.の費用分析で資本利子については、A農家がB農家よりも少ない（粃すり・調製と出荷・検査の両部門を除く）ことを指摘した。これはA農家の費用合計が田植、刈取の両部門を除いて全体的に相当多いことからすると、注目すべき現象であった。そして一般的に、大規模経営ではとくに固定資本を中心に、資本の有効利用をはかることが収益性向上のため必要とされている。そこで、両農家の資本利用の実態とその意味するところを検討しよう。

第17表 A、B両農家の労働時間の比較

	自作、全面請負の10a当たり労働時間の差	同左構成比	A農家労働時間/B農家労働時間(指数)1.	部分請負の単位当たり労働時間の差	A農家労働時間/B農家労働時間(指数)2.
育苗	4.7	26.7	204.4		
耕起	0.7	4.0	187.5	0.7	187.5
代掻	2.2	12.5	237.5	2.2	237.5
施肥	0.3	1.7	111.1		
田植	1.4	8.0	131.1	1.6	135.6
除草	6.0	34.1	211.1		
水管理	△2.4	△13.6	41.5		
生産調査等栽培管理	0.7	4.0	—		
病害虫防除	△1.2	△6.8	53.8		
刈取	2.9	16.5	180.6	2.7	175.0
乾燥	△0.1	△0.6	66.7	△0.008	76.5
粃すり・調製	3.3	18.8	335.7	0.380	337.5
出荷・検査	△0.9	△5.1	52.6	△0.108	50.9
合計	17.6	100.2	152.2		

注1) 労働時間は能力換算したものをを用いた。
 2) 労働時間の差は、A農家の自作と全面請負の平均又は部分請負の各作業の単位当たり労働時間からB農家のそれぞれを差引いたものである。△はマイナスを示す。
 3) 指数の1.、2.は各々自作と全面請負の平均、部分請負の比較したものを示す。

第18~20表から単位当たり投下資本を比較検討すると、まず固定資本では乾燥、粗すり・調製、出荷・検査のように比較的投下額の少ない部門以外の大型機械利用部門と、各作業部門をすべて包含する自作部門と全面請負部門についてはA農家の方が少なくなっている。したがって、固定資本の利用面ではA農家は規模の有利性を発揮しているといえよう。しかるに第14表でわかるよう

に、固定資本利子のうち自己資本利子はすべてA農家の方が少なく、借入資本利子は多くの部門で逆になっている。これは固定資本のうち、借入資本割合がA農家75.6%、B農家52.5%でA農家の方が高いことによるが、さらに借入資本と自己資本の利率が異なる(前者3.8%、後者6%)ことも全体の固定資本利子の差をより大きくしているのである。つぎに流動資本は、部分請負部門の

第18表 A 農家の投下資本一覽表 (単位:円)

	自作 A ₁	全面請負 A ₂	小計 A ₃	育苗 a ₁	耕起 a ₂	代播 a ₃	田植 a ₄	刈取 a ₅	乾燥 a ₆	粗すり・調製 a ₇	出荷・検査 a ₈	小計 a ₉	合計 A ₄	
金額 (円)	固定資産	526,867	3,213,296	3,740,163	95,871	216,746	90,394	45,825	743,400	227,508	113,090	50,256	1,583,090	5,323,253
	うち機械	311,015	1,883,506	2,194,521	40,572	198,272	73,768	31,360	597,460	146,234	85,380	37,325	1,210,361	3,404,882
	うち建物	215,852	1,329,790	1,545,642	55,299	18,474	16,626	14,465	145,940	81,234	27,710	12,931	372,729	1,918,371
	同単位当たり	56,050	55,497	55,574	3,774	8,883	4,224	1,804	13,158	623	208	93	—	—
	うち機械	33,087	32,530	32,608	1,597	8,126	3,447	1,235	10,575	401	157	69	—	—
	うち建物	22,963	22,967	22,966	2,177	757	777	869	2,583	223	51	24	—	—
	流動資本	230,832	1,298,149	1,528,981	132,367	7,647	3,716	12,212	54,663	96,616	15,411	31,644	354,276	1,883,257
	同単位当たり	24,557	22,421	22,719	5,211	313	174	481	967	265	28	58	—	—
	労賃資本(2)	229,824	1,408,795	1,638,619	106,137	24,707	48,062	65,199	184,831	34,58	131,575	29,351	593,320	2,231,939
	同単位当たり	24,449	24,332	24,348	4,179	1,013	2,246	2,567	3,271	9	242	54	—	—
投下資本計	987,523	5,920,240	6,907,763	334,375	249,100	142,172	123,236	982,894	327,582	260,076	111,251	2,530,686	9,438,449	
同単位当たり	105,056	102,249	102,641	13,164	10,209	6,644	4,852	17,396	897	479	205	—	—	
構成比 (%)	固定資本	53.4	54.3	54.1	28.7	87.0	63.6	37.2	75.6	69.5	43.5	45.2	62.6	56.4
	流動資本	23.4	21.9	22.1	39.6	3.1	2.6	9.9	5.6	29.5	5.9	28.4	14.0	20.0
	労賃資本(2)	23.3	23.8	23.7	31.7	9.9	33.8	52.9	18.8	1.1	50.6	26.4	23.4	23.6
	計	100.1	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0

注 1) 労賃資本の(2)は労働評価2を示す。
 2) 単位当たり投下資本はa₆、a₇、a₈は1俵当たり、他は10a当たりを示す。
 3) 流動資本、労賃資本ともに固定率による換算はしていない。

第19表 B 農家の投下資本一覽表 (単位:円)

	自作 B ₁	全面請負 B ₂	小計 B ₃	育苗 —	耕起 b ₂	代播 b ₃	田植 b ₄	刈取 b ₅	乾燥 b ₆	粗すり・調製 b ₇	出荷・検査 b ₈	小計 b ₉	合計 B ₄	
金額 (円)	固定資本	818,452	1,472,638	2,291,090	—	466,699	195,309	28,228	429,164	239,694	149,422	8,159	1,516,675	3,807,765
	うち機械	489,769	904,685	1,394,454	—	429,401	169,667	22,400	356,899	155,774	96,972	0	1,231,113	2,625,567
	うち建物	328,683	567,953	896,636	—	37,298	25,642	5,828	72,265	83,920	52,450	8,159	285,562	1,182,198
	同単位当たり	57,800	56,250	56,794	—	9,486	5,711	2,823	14,748	609	141	23	—	—
	うち機械	34,588	34,556	34,568	—	8,728	4,961	2,240	12,265	396	91	0	—	—
	うち建物	23,212	21,694	22,227	—	758	750	583	2,483	213	49	23	—	—
	流動資本	277,831	452,742	730,573	—	20,996	9,320	4,724	69,480	83,237	10,121	6,734	204,612	935,185
	同単位当たり	19,621	17,293	18,110	—	427	273	472	2,388	212	10	19	—	—
	労賃資本(2)	278,774	516,496	795,270	—	29,263	33,610	25,442	59,206	9,398	96,420	41,918	295,257	1,090,527
	同単位当たり	19,687	19,729	19,714	—	595	983	2,544	2,035	24	91	119	—	—
投下資本計	1,375,057	2,441,876	3,816,933	—	516,958	238,239	58,394	557,850	332,329	255,963	56,811	2,016,544	5,833,477	
同単位当たり	97,109	93,273	94,619	—	10,507	6,966	5,839	19,170	845	241	161	—	—	
構成比 (%)	固定資本	59.5	60.3	60.0	—	90.3	82.0	48.3	76.9	72.1	58.4	14.4	75.2	65.3
	流動資本	20.2	18.5	19.1	—	4.1	3.9	8.1	12.5	25.0	4.0	11.9	10.1	16.0
	労賃資本(2)	20.3	21.2	20.8	—	5.7	14.1	43.6	10.6	2.8	37.7	73.8	14.6	18.7
	計	100.0	100.0	99.9	—	100.1	100.0	100.0	100.0	99.9	100.1	100.1	99.9	100.0

注 1) 労賃資本の(2)は労働評価2を示す。
 2) 単位当たり投下資本はb₆、b₇、b₈は1俵当たり、他は10a当たりを示す。
 3) 流動資本、労賃資本ともに固定率による換算はしていない。

第20表 投下資本におけるA農家のB農家に対する対比(%)

	自作	全面請負	小計	耕起	代掻	田植	刈取	乾燥	籾すり・調製	出荷・検査
固定資本	97.0	98.7	97.9	93.6	74.0	63.9	89.2	102.3	147.5	404.3
流動資本	125.2	129.7	125.5	73.3	63.7	101.9	40.5	125.0	280.0	305.3
労賃資本 ⁽²⁾	124.2	123.3	123.5	170.3	228.5	100.9	160.7	37.5	265.9	45.4
計	108.2	109.6	108.5	97.2	95.4	83.1	90.7	106.2	198.8	127.3

注1) 流動資本、労賃資本ともに固定率による換算はしていない。

2) いずれも単位当たり(乾燥、籾すり・調製、出荷・検査は1俵当たり、他は10a当たり)の投資額を比較したものである。

3) 労賃評価は2の場合である。

7部門中3部門でA農家が少ないが、自作部門と全面請負部門では多くなっている。労賃資本は乾燥、出荷・検査の両部門以外はA農家の方が多くなっている。そして、投下資本の合計(労働評価2の場合)では、耕起、代掻、田植、刈取の各部門はA農家の方が少なく、自作、全面請負、乾燥の各部門もそれほど多くはない。また、投下資本の構成比は上述の各資本の投下傾向を反映して、A農家はB農家に比べて労賃資本と流動資本の割合が高く、固定資本の割合は低い。

以上の分析によると、投下資下の利用面ではA農家が少なくとも収益性におけるほど著しく劣っていることはなく、むしろ部分請負の4部門では優位にある。とくに固定資本ではおおむねA農家が優位にあるといえる。それにもかかわらず、収益性に著しい格差が生じているのは、資本利用に起因するのではなく、やはり労働費がたがって労働時間格差によることが、ここでもあらためて指摘しうるのである。すなわち、A農家はB農家に比べて、とりわけ固定資本の利用において規模の有利性を実現しながら、労働利用面で主として2つの理由から省力効果を十分発揮できなかったため、固定資本利用の優位を収益性の優位に結びつけられなかったのである。その典型は耕起、代掻、田植、刈取の各部門であろう。

7. 要 約

両農家とも農業所得水準は自立経営農家としての下限水準を上回っているが、全面請負部門では支払小作料のため純収益と農業所得の乖離が大きく、それは稲作部門全体に影響している。

収益性分析から共通的にみられる現象と問題点は、第1に自作部門と全面請負部門の収益性(平均)が部分請負部門のそれより一様に相当程度低いこと、第2にその不合理性、第3には部分請負部門間での収益性格差が著しいこと、である。そして第1の点はその大きな要因として支払小作料の水準についての検討の必要性を、第2の点については不合理性の理由の解明の必要性をそれぞれ

れ提て起しおり、V.でとりあげることにする。第3点については本稿では分析をとりやめるが、各請負部門間の料金水準の間に、各部門の所要費用との関連において、不均衡の存在が伺えることを示唆している。

両農家の収益性格差は相当大きく、全般的にB農家が優位にある。B農家は部分請負部門の一部を除き、全体的にどの指標をとっても収益性はA農家より相当高く、経営はきわめて安定しているといえる。一方、A農家は一応総合的には最低限度以上の水準には達しているものの、必ずしも十分な収益性をあげているとはいえない。例えば支払可能小作料はほとんど余裕が乏しい(労働評価2.)し、投下資本利回りも総平均でやっと1年定期預金利子率6.25%を上回る(7.51%)程度なのである。とくに自作部門の2.76%、全面請負部門の5.92%はともに採算水準を下回るものである(いずれも労働評価2の場合)。

労働費の格差が費用格差を形成している最大要因であり、それが収益性格差を惹起していることもわかった。そして、労働費が収益性に強い影響力をもっていることも併せて実証された。

両農家の労働時間には相当大きな格差があり、それが労働費の格差に結びついているのだが、とくに大型機械を使用する作業過程では一様に大きな格差が認められた。そして、その要因は経営主能力や労働力の相対的豊富さの差異と、水田の区画の格差であった。とくに後者の要因は大規模経営の収益性に強い影響力をもつより基本的かつ普遍的なものとして重視されるべきであろう。

投下資本の分析によって、資本利用状況(作業単位当たり投下資本でみた)は、とくに固定資本においてA農家は相対的に規模の有利性を発揮しながら、省力効果があがらなかったために、それが収益性向上に結びついていないことがわかった。

要するに、経営分析の結果を普遍化するというならば、大規模稲作経営の収益性を規定する最大のポイントは、

労働の効率化であり、その前提は水田の技術的条件の向上である。もちろん、粗収益がそのために低下するような省力化は意味のないことはいまでもない。さらに、請負耕作の場合は小作料の水準をそれに付け加えなければならぬのである。

V 当該現行小作料の経済分析

1. 課題とその背景

全面請負部門、部分請負部門の別を問わず、請負耕作の収益性を規定する共通の最大要因は、経営分析で明らかのように労働費したがって労働時間の多少（労働能率の高低）である。しかし、両部門間に共通した収益性格差が認められたことから理解されるように、支払小作料水準を看過することは出来ない。小作料の水準は全面請負部門の成立にとって重要な意味をもっているだけでなく、それが費用合計の相当部分（当該事例では最大費目）を占めるので、成立後の経営の収益性（したがって発展）に大きな影響をもっているのである。そこで、ここでの課題はすでに問題点として指摘した自作部門と全面請負部門の収益性（平均）が、部分請負部門のそれよりも両農家ともに相当程度低い事実を出発点として、まずそのこと自体の不合理性を明らかにし、ついで当該現行小作料について、それが「均一」にしかも「3俵」という水準に決まったメカニズムを明らかにし、またその水準が妥当なのかどうかを、自作部門（地代見積額の評価基準に支払小作料を用いるので、小作料水準の影響を受ける）や全面請負部門の収益性の相対的低位との関連、委託者の経済的条件、さらには現行の標準小作料や実勢小作料（ヤミ小作料）の水準、などの様々な側面から解明することである。

さて、上の第1の課題を解くと同時に、提起され出発点となった事実の問題性を明らかにしておこう。すなわち、全面請負部門（一応自作部門は除いておく）の収益性（主として1日当たり家族労働報酬、同経営主報酬、農業投下資本利回り）が部分請負部門のそれよりも低いことが何故問題にされねばならないのか。育苗部門を除けば部分請負はいわば機械と施設の利用を中心とした各作業過程の文字通り請負作業で、そこには経営主が農業経営者としての経営者機能を発揮する部分は少ないとい¹³⁾ってよいだろう。すなわち、部分請負部門の対象になる各作業過程は連続的・有機的な農業生産過程から水稻の生育過程を除外して、ひとつひとつ分断したいわば断片的・無機的な機械作業であるといえる。そして一般的には、それらが水稻の生育、収穫量、経営の最終成果にある程度の影響をもつとはいえ、受託者の受取収入（請負

料金）は固定しており、結果に対する危険負担は受託者にはないのである。一方、全面請負部門は自作部門とまったく同様に水稻の連続的・有機的全生産過程を担当するものであり、それは機械作業だけでなく、高度の栽培および経営管理技術すなわち農業経営者機能の発揮を要求されるのであって、部分請負部門と根本的に異っている。さらに、一般的には経営の最終結果に対しては、すべて（当該事例の場合は災害時の取り決めがないが、災害時の取り決めがある場合はそれによる減収などは除いて）受託者が責任をもち、支払小作料は原則的に一定である。このように経営の危険負担は文字通り全面的に受託者にあるのである。したがって、両部門の間には投入される労働の質や経営結果に対する危険負担に大きな違いがあることは明らかであるから、生産の結果が正常（著しい減収や災害などがない場合）ならば、全面請負部門の収益性が高く当然であるといえよう。しかるに現実には、生産結果は正常（48年の10a当たり収量は両農家とも500kgを超えており、斐川町の休耕補助金の算定基準である513kgにほぼ近い。後述のように48年は豊作。）でありながら、例えば1日当たり経営主報酬は全面請負部門と部分請負部門との間に差があって当然とみられる典型的な指標であるのに、部分請負部門の方が高いのである¹⁴⁾。それは、部分請負部門は全体的には省力効果の発揮し易い部分作業が多いのに対し、全面請負部門は水管理、除草、病虫害防除、施肥などの大型機械によ

第21表 小作料低減と収益性の変化（A農家の場合）

	自作 A ₁	全面請負 A ₂	小計 A ₃	合計 A ₄	
小作料一・五俵の場合	（農企業利潤 同単位当たり）	35,739 3,802	347,184 5,996	382,923 5,690	533,468
	（農業所得 同単位当たり）	458,567 48,784	1,644,277 28,399	2,102,844 31,246	2,796,501
	（家族労働報酬 同1日当たり）	235,182 4,631	1,570,668 5,041	1,805,850 4,983	2,469,447 5,014
	（経営主報酬 同1日当たり）	135,419 7,738	956,940 8,939	1,092,359 8,770	1,501,786 8,834
	投下資本利回り	9.96	13.23	12.77	12.73
小作料一俵の場合	（農企業利潤 同単位当たり）	83,200 8,851	636,997 11,002	720,197 10,701	870,742
	（農業所得 同単位当たり）	458,784 48,784	1,936,614 33,448	2,395,181 35,590	3,088,838
	（家族労働報酬 同1日当たり）	282,643 5,565	1,863,005 5,979	2,145,648 5,921	2,809,245 5,703
	（経営主報酬 同1日当たり）	182,880 10,450	1,249,277 11,670	1,432,157 11,499	1,841,584 10,833
	投下資本利回り	17.16	20.54	20.06	17.94

注1) 単位は投下資本利回りが%, 他は円。

2) 労働評価は2.の場合を採用した。

3) 労働1日は8時間、労働時間は能力換算したものを用了。

る省力効果の発揮がむずかしい過程を含んでいるため、労働率が悪いことに主として起因するが、それはむしろある程度当然でもあるのである。¹⁵⁾

以上のように、全面請負部門の部分請負部門に対する収益性の相対的低位の不合理性は明らかであり、その基本的要因として小作料の水準の検討が必要であることも理解されるだろう。

そこでつぎに、両部門間の収益性格差の大きな要因と考えられる支払小作料について、それがどれ程収益性格差の形成に強く影響しているかを明らかにするために、当該現行小作料が3俵から2.5俵(以下ケース1.という)および2.0俵(以下ケース2.という)へと低下した場合(いずれも労働評価2.の場合)に収益性の相対関係がどのように変化するかを試算することにしよう。

まずA農家の場合の試算結果は第21表のとおりであるが、第8表と対比しつつ検討すると、ケース1.の場合はA₁とA₂の農企業利潤とA₂の農業所得がそれぞれ10a当たり5,049円(0.5俵分)ずつ増加し、A₂の1日

第22表 小作料低減と収益性の変化(B農家の場合)

	自作 B ₁	全面請負 B ₂	小計 B ₃	合計 B ₄	
小作料二・五俵の場合	(農企業利潤 同単位当たり)	247,252 17,461	364,577 13,926	611,829 15,167	972,557
	(農業所得 同単位当たり)	878,101 62,013	929,630 35,509	1,807,731 44,812	2,493,487
	(家族労働報酬 同1日当たり)	521,826 9,028	873,273 8,154	1,395,099 8,460	2,039,084 9,096
	(経営主報酬 同1日当たり)	461,076 12,283	760,368 10,943	1,221,444 11,413	1,804,956 12,351
	投下資本利回り	30.63	26.11	27.73	27.46
小作料一俵の場合	(農企業利潤 同単位当たり)	318,746 22,510	496,760 18,975	815,506 20,216	1,176,234
	(農業所得 同単位当たり)	878,101 62,013	1,061,813 40,558	1,939,914 48,089	2,625,670
	(家族労働報酬 同1日当たり)	593,320 10,265	1,005,456 9,388	1,598,776 9,695	2,242,761 10,005
	(経営主報酬 同1日当たり)	532,570 14,188	892,551 12,845	1,425,121 13,316	2,008,633 13,745
	投下資本利回り	37.99	33.71	35.24	32.14

注1) 単位は投下資本利回りが%, 他は円。
2) 労働評価は2.の場合を採用した。
3) 労働1日は8時間, 労働時間は能力換算したものを用了。

当たり家族労働報酬と同経営主報酬も著しく改善されるがなおa₉よりも若干低い。農業投下資本利回りの向上はもっと著しく、A₂は13.23%でa₉の12.64%をわずかながら上回る。A₁9.96%と採算水準を超えることになる。ケース2.の場合は収益性はさらに一段と向上し、1日当たり家族労働報酬と同経営主報酬もA₂だけでなくA₁もa₉を上回っている。投下資本利回りは非

常に好転し、A₁、A₂ともにa₉をはるかに上回り、A₄も7.51%から17.94%へそれぞれ十分高い水準に達している。したがって、ケース2.の場合は完全にすべての指標についてA₂(A₁もA₃も)のa₉に対する優位が実現することがいえ、そのうえ支払可能小作料(A₂で185.4kg)は相当の余裕(65.4kg)ができることにもなるのである。

一方、B農家については第22表と第10表とを対比しつつ検討すると、ケース1.の場合は1日当たり家族労働報酬も同経営主報酬もB₂<b₉でまだ相当の格差(指数で前者75.1, 後者73.3)がある。投下資本利回りはB₁、B₃はともにb₉を上回っているが、B₂は若干下回っている。ケース2.では投下資本利回りにおいてはB₂も完全にb₉を上回っているが、1日当たり家族労働報酬と同経営主報酬は依然としてともにB₂<b₉である(B₁もb₉よりも低い)。このように、B農家の場合はケース2.においてもなお投下資本利回り以外はB₂<b₉(B₃<b₉でもある)であるのは、部分請負部門の省力化がすでに徹底的に進んでしまっていることのあらわれでもあるといえよう。それはb₉の1日当たり家族労働報酬が10,864円に達し、同経営主報酬が14,919円にも達している(経営主の労働評価2.の基準が5,696円であることと対比するとよくわかる)ことからうかがえるであろう。そのために、ケース2.ではそれらのB₂の指標がともにそれぞれ9,388円、12,845円と相当高い水準に達しているにも拘らず、なおb₉に対してはそれぞれ86.4%、86.1%にとどまっているのはやはり不合理であることに変わりはないのである。

以上の試算によって、小作料の水準は全面請負部にはもちろんのこと請負耕作全体の収益性にきわめて大きな影響を与える(当該事例では高すぎる)ことが理解されよう。それはまた、小作料を一定としてケース2.と同じ収益性をあげるには、A農家のA₂の場合1日当たり家族労働報酬では小作料と家族労働見積額を除く費用の30.1%、投下資本利回りでは小作料と資本利子を除く費用の19.6%(しこれを労働費だけでなら実に41.5%)をそれぞれ節減しなければならないことになる。同じくB農家のB₂の場合は上記と同じ順に37.9%、23.7%(51.2%)となる。さらに、同様のことを粗収益の増加だけによって実現しようとするれば、単純に考えても60kgの増収量が必要で、A農家の場合なら10a当たり11.9%増の566kgの収量(48年の斐川町の平均収量は史上最高の549kgであったから、これに60kgをプラスすると実に平均収量は609kg)に相当するのである。しかし、これらがいずれもきわめて実現困難なケー

スであることは、容易に推測しうるであろう。このことは逆に、支払小作料（現行3俵）の影響の大きさを象徴的に示しているとともに、結局 A_2 (B_2) と a_0 (b_0) の格差を解消または少なくとも縮小するには基本的には支払小作料の低減が必要であることがいえるだろう。その意味においても当該現行小作料は高すぎることがいえるのである。

また、支払小作料が相対的に高いことから全面請負部門の収益性が部分請負部門のそれよりも低いという事実は、単に当該事例の範囲にとどまらず今後一般的に「請負耕作の方向は借地型の全面請負中心か、部分請負中心か」という問題、すなわちどちらか受託者（自立経営志向農家）にとって、あるいは稲作農業の発展にとって望ましいかという問題との関連においても重要な意味も持っているといえよう（ただしこの点については本稿では考察しない）。

2. 均一小作料形成の背景と意味

農家間の相対による借地型の全面請負耕作において、小作料は理論的には、ある1人の受託希望者に対して委託希望者 $1, 2, \dots, n$ がそれぞれ水稻作の経営委託を希望する場合、委託希望者は各々要求小作料¹⁷⁾として R_1, R_2, \dots, R_n を要求する。そして全部の委託希望者との間に受・委託関係が成立するのは、受託希望者の支払可能小作料 \bar{P} と各 \bar{R}_i との間に、 $\bar{P} \geq \bar{R}_1, \bar{R}_2, \dots, \bar{R}_n$ の関係が成立している場合である。そして、理論的にはつまり当事者が互いに経済合理的に行動するならば、契約は個別に成立し、小作料はそれぞれ $\bar{R}_1, \bar{R}_2, \dots, \bar{R}_n$ に決まるであろう。したがって、当該事例のようにすべての受・委託関係が均一の小作料によって成立していることは、これらがもし理論どおりに成立しているならば、すべての委託者の要求小作料が均一であることになる。しかし、例えば各委託者の所得水準など経済的条件は様々で、小作料収入に対する緊要度は異っているだろうから、要求小作料も様々であると考え方が現実的であろう。そうであるとすれば、当事者間の経済合理的行動をさまたげる理由がある筈である。そしてそれは、水稻作の受・委託が本質的には農地の賃貸借という経済行為でありながら、その経済合理性の貫徹をさまたげている農民および農村社会の非合理的体質・意識そのものであるといえるのである。すなわち、例えば委託者1.は所得水準が高く、したがって比較的小作料収入に対する緊要度は大きくないので、 \bar{R}_1 として 120kg を要求してそのとおり受・委託が成立したとしよう。そして一方では、委託者2.は小作料収入に対する緊要度が高く、 \bar{R}_2 は180kg でそのとおりこれまた受・委託が成立した

としよう。これらは文字通り当事者間の経済合理的行為の結果であるが、それが委託者間に知れわたった場合（当該事例のみならず、多くの場合委託者は同じ町村、しかも同じ部落の農家であることが普通であるだろうから、小作料の違いが相互に知れわたる可能性は大である）には、たちまち経済合理性のごときは抹殺されてしまい、受託者と委託者1.あるいは委託者1.と2.との間に感情的な摩擦が生じる恐れが多分にあると考えられるのである。したがって、受託者としてはそういう問題の発生（これは請負耕作のスムーズな展開の阻害条件になる恐れがある）を防ぐため、こうした背景を考慮して理論的には不平等でも表向きの平等という方法を選択し、小作料を均一化せざるを得ない事情があるのである。そしてその場合は当然高い方、上の例では委託者2.の 180kg に統一することになるのである。

支払小作料均一化のメカニズムは以上のとおりであるが、この均一小作料を別の視点から考えると、それは各委託者の要求小作料中の最高額に等しいということである。何故なら、いま仮りに $\bar{R} \geq \bar{R}_1 > \bar{R}_2 \dots > \bar{R}_n$ という関係のもとで、受託者がすべての委託者と契約を成立させるには小作料を最高額の \bar{R}_1 に決めなければならないからである。そしてこの場合、受託者は小作料が経済合理的に決定されずに、 \bar{R} の最高額に均一化されることによって合計 $\sum_{i=1}^n (\bar{R}_1 - \bar{R}_i)$ の損失（小作料の支払いすぎによる）を受けることになる。それは収益性の面ではその分だけ農企業利潤（経営者機能報酬）が少なくなるだけでなく、すべての収益性低下にもつながるのである。そして \bar{R}_1 （最高額）が高ければ高いほどその傾向は強くなる可能性が大きいだろう。かくして、小作料がその高低の如何を問わず均一に決まるならば、 $\bar{R}_1 = \bar{R}_2 = \dots = \bar{R}_n$ でない限り常に受託者は上記のような損失を受けることになるのである。逆に各委託者はそれぞれ $(\bar{R}_1 - \bar{R}_i; i = 1, 2, \dots, n)$ の超過利益を得ることになる。

さて、これらの関係を当該事例に適用すれば当該現行小作料3俵は、理論的には各委託者の要求小作料中の最高額であると考えられる（何故なら \bar{R} が3俵を超える委託希望者は委託することはないし、すべての \bar{R} が3俵に一致していることも現実性に乏しいから）。しかし現実的には当該事例の場合、小作料3俵は受託者の方で一方的に設定し、その水準で委託希望農家を募集したのであるから、厳密には全委託者の中に \bar{R} がちょうど3俵である農家がいたかどうかは不確定であり、 \bar{R} の最高額は3俵以下 ($\bar{R} \leq 3$ 俵) ということになる。仮りに最高額が3俵未満であっても、契約条件として3俵を提示

していたので当然3俵に決まったのである。したがって、当該事例の場合は、 $\bar{R} = 3$ 俵の委託者との契約以外においては、小作料は高すぎるということになるのである。だから両農家とも恐らく全体としては小作料は経済合理的な範囲をこえて支払っているといえるのである。

3. 斐川町の標準小作料および島根県の実勢小作料と当該現行小作料

斐川町農業委員会が昭和46年4月1日に公示した標準小作料(10a当たり)は、上田(6, 7級)2万円, 中田(4, 5級)1.8万円, そして下田(1, 2, 3級)1.2万円である。これを45年産米価格(斐川町農家手取価格150kgで19,820円—中国四国農政局島根情報統計事務所「島根県農林水産統計年報」)によって玄米換算すると、上田151.4kg(2.52俵), 中田136.3kg(2.27俵), そして下田90.8kg(1.51俵)となる。しかるに両農家とも自作地の等級は4級と5級(したがって中田)で、受託地の収量が自作地を上回ることもない(A農家は不明確だが、B農家では若干下回っており、A農家の受託地がB農家より等級において上位ではないとみられる)ので、受託地は両農家ともほとんど自作地なみの中田とみれば十分である。したがって、受託地の標準小作料は136.3kgであるといえる。

また、島根県内の全面請負耕作の実勢小作料(いわゆるヤミ小作料)は、中国四国農政局島根情報統計事務所からのききとり調査によると46年の平均が10a当たりで15,811円で、これは実績であるから46年産米価格で玄米換算すると113.5kg(1.89俵)である。

以上の二事実から島根県の標準小作料(中田)と斐川町の実勢小作料をそれぞれ推計してみよう。標準小作料の算定結果は10a当たり収量に強く影響を受けると考え

られるので、斐川町と島根県の10a当たり収量比率を基準に推計してみる。例えば稲作休耕補助金(米生産調整奨励補助金)の算定基礎は島根県平均が約441kg, 斐川町が513kgであるから、その比率は0.85965である。斐川町の標準小作料136.3kgにこの比率を乗じると、島根県の標準小作料(中田)の推計値が117.2kgとなる。また、実勢小作料113.5kg(島根県)はこの標準小作料117.2kg(推計値)の0.96843に相当するから、斐川町の標準小作料136.3kgにこれに乗じると、実勢小作料は132.0kg(2.2俵)と推計される。したがってこれら2つの推計値と理論値または実績値とを照合すると、標準小作料と実勢小作料とがほぼ等しい水準にあることがわかる。¹⁹⁾そしてこれらの事実から、当該現行小作料は、標準小作料、実勢小作料(推計)に比べてそれぞれ32.2%, 36.4%も高いことがわかる。

4. 要求小作料および10a当たり稲作所得の推計と当該現行小作料

両農家への委託者の要求小作料の計測は、各委託者の所得の実態が把握できないので不可能である。さらに、斐川町の農家経済に関するデータもないので、ここでは島根県の場合について計測し、類推を試みることにする。その場合当該事例では受・委託関係が47年に成立しているので、当事者は双方とも46年の実績を基準にして経済行動をする筈だから、 \bar{R} の計測も46年について行なった。その結果、経営耕地面積0.1~0.3ha, 0.3~0.5haの両階層は相対所得水準{(農家世帯員1人当たり可処分所得+勤労者世帯員1人当たり可処分所得)×100%}がそれぞれ117.6, 109.1(第25表参照)と高く、 \bar{R} の理論値はマイナスになり、現実の \bar{R} は結局実勢小作料又は標準小作料に等しくなることがわかった。²⁰⁾

第23表 稲作10a当たり所得の推計(S.46年)

		平均	0.3ha未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	
島根県	実績	10a当収量	417kg	376	405	415	432
		10a当所得	33,277円	18,876	29,509	32,247	37,484
		同上玄米量	238.9kg	135.5	211.9	231.5	269.1
	平年作への修正値	修正比率	1.0000	0.9017	0.9712	0.9952	1.0360
		修正増加額	5,599円	5,049	5,438	5,572	5,801
		10a当所得	38,876円	23,925	34,947	37,819	43,285
	同上玄米量	279.1kg	171.8	250.9	271.5	310.8	
斐川町の平年作の10a当所得の推計	修正増加額	11,787円	10,628	11,448	11,730	12,211	
	10a当所得	45,064円	29,504	40,957	43,977	49,695	
	同上玄米量	328.8kg	215.3	298.8	320.9	362.6	

出所：島根県実績は中国四国農政局島根統計情報事務所「島根農林水産統計年報」による。10a当所得の玄米換算量は、10a当所得÷県平均玄米1kg当たり価額(150kg当価額÷150kg)として計算した。

注) 実績以外の修正、推計方法等については本文参照。

また、0.5ha以上の階層（0.5~1.0ha, 1.0~1.5ha, 1.5ha以上に区分されている）はすべて相対所得水準が100未満で \bar{R} は10a当たり稲作所得（以下 i で表示）に等しくなることがわかった。この結果、島根県農家における所得水準の階層間格差の存在は明らかであり、それはほぼ一般的傾向でもあるから、斐川町においても程度の差はともかく、階層間の所得水準したがって \bar{R} の格差が存在するとみられる。そこで、46年において0.5ha以上層の \bar{R} と考えられる i を推計してみよう。ここで推計というのは、46年は台風と異常低温のため、収量が平年よりも悪かったのが、当然委託者が \bar{R} として i を採用するときは平年作を基準に判断するだろうと考えられるからである。そこでまず島根県の平年作の i の推計は、42~46年（42~44年は豊作、45、

46年は不作）の単純平均収量 457.2kg（46年は 417kg）を基準に、収量差 40.2kg を実績に上積みする方法をとった。つまり、40.2kg 分を全部46年の i に加えた（変動費が収量増によって若干増加する点は無視した）のである。ただしこの 40.2kg 分は平均であるから、各階層には46年の実績に応じて修正比率（当該階層の10a当たり収量+平均収量）を用いて比例配分したのである。さらに斐川町の階層別米生産費のデータはないので、投入関係は島根県のデータで代用し、10a当たり収量は推計した。斐川町の42~46年の単純平均収量は 503kg（46年454kg）だから、86kg（503kg-417kg）分を全部島根県の46年の実績 i に加えたのである。なお、階層間の収量格差も島根県の実績に準拠した。

このようにして推計した46年の島根県と斐川町の作付

第24表 全面請負部門における委託者の概要（S.46年末現在）

受託者	委託農家	家族人数	世帯主年令	家族の就業状況について	兼業種類	水田面積	うち委託	畑地面積
A農家	1	8	74	①農業, ②a(教員), 次男a	Ⅱ兼a	93 ^a	60 ^a	16.3 ^a
	2	6	55	①a(会社役員), ②a, 長男の妻d, 次男b	Ⅱ兼a	80.2	11	11.3
	3	6	64	①b, ②a	Ⅱ兼a	39.2	30	0
	4	8	78	①c, その他家族c	Ⅱ兼c	29.1	20	17.3
	5	5	68	①農業, ②a(公務員), 妻(長男の)a(教員)	Ⅱ兼a	38	36	29.2
	6	5	45	①a(公務員), 妻d, 長女b	Ⅱ兼a	50	50	21
	7	4	48	①b(公社)	Ⅱ兼b	51.1	30	22.1
	8	4	51	①a, 娘b	Ⅱ兼a	54.1	43	24.1
	9	6	40	①a(公務員), 妻d	Ⅱ兼a	56.2	45	8.2
	10	6	44	①a(公社), 夫b	Ⅱ兼a	45	45	12.2
	11	8	66	①農業, ②b, 次男a, 三男b, 長男の妻d	Ⅱ兼b	84.2	33	16.1
	12	3	59	①農業, 長女b	Ⅱ兼(b)	25.1	22	75.2
	13	6	45	①a(農協), 妻d, 長女b	Ⅱ兼a	85.3	60	25
	14	2	54	①無職, 妻b	Ⅱ兼b	36.3	35	5.2
	15	5	52	①b, ②c(大工), 次女a	Ⅱ兼b	135.2	22	23.1
	16	5	45	①a(教員)	Ⅱ兼a	39.3	37	9.2
B農家	17	5	37	①b	Ⅱ兼b	90.3	48.7	34.2
	18	6	34	①a(農協), 妻a(教員)	Ⅱ兼a	56.2	24.1	3.2
	19	3	58	①a(公務員), 次女a(公務員)	Ⅱ兼a	10	10	0
	20	8	59	①農業(酪農), その他家族も酪農従事	—	133.2	23	45.3
	21	7	43	①a(教員), 妻a(教員), 長女a(公務員), 次女a	Ⅱ兼a	20.1	18	5.1
	22	5	37	①c, 妻c	Ⅱ兼c	29	29	4.2
	23	6	57	①b(公務員), ②b, 長男の妻b, 次男b	Ⅱ兼b	26.2	20	2.3
	24	3	43	①b, 妻d	Ⅱ兼b	49.2	29	11.3
	25	3	44	①d, ②b	Ⅱ兼b	60	60	12.2

出所：斐川町民合帳、斐川町農業委員会資料、国勢調査結果、ききとり調査。

注1) 家族の就業状況の中で①は世帯主, ②はあとつぎ(長男)を示す。

2) a—恒常的職員勤務, b—恒常的賃労働勤務, c—自営兼業, d—臨時賃労働勤務, e—季節出稼

3) 兼業の種類の符号は家族の中で所得の最大とみられる者の種類を表示した(但し, ①, ②又は①の妻又は夫のうちから選んだ)。

10番農家の世帯主は妻。20番農家は専業農家である。12番農家の兼業従事は長女だけであるので(b)と表示した。

4) 符の後に()のないのは民間企業への就業を示す。

面積階層別 i は第23表のとおりである。これによると、平年作への修正値では島根県の 0.3ha 未満層が玄米換算で 171.8kg と 3 俵 (180kg) を下回っているだけで、他は 250kg 以上で、斐川町は 0.3ha 未満層でも 215.3kg と 180kg を相当上回っている。したがって、当該現行小作料は斐川町のどの階層の i よりも低く、どの委託者も $\bar{R} < i$ (相対所得水準が100を上回っている) であることを示している。そしてはじめの階層別 \bar{R} の計測から明らかなように、当該事例における委託者の中にも \bar{R} の理論値がマイナスになる農家の存在が十分推測されうるのである。したがって、そういう委託者の \bar{R} は3.で指摘した標準小作料又は実勢小作料(推計)に等しくなるだろうから、当該事例の一律3俵の小作料はやはり高いといえるであろう。

5. 当該事例における委託者の経済的条件と当該現行小作料

さきに4.の冒頭で述べたように、両農家への委託者の \bar{R} を計測することはできないが、収集しうる資料の範囲内で委託者の経済的条件を検討し、 \bar{R} のおよその水準を推測してみよう。第24表は全委託者(全面委託のみ)の概要を示したものである。A農家への委託者16戸、B農家への委託者9戸のうち、B農家への1戸(専業農家)を除き全部Ⅱ兼農家である。そして2戸の自営兼業を除き、安定的やとわれ兼業ばかりで、なかでも相対的に所得水準が高いとみられる職員勤務兼業が13戸で過半を占めている。これらの事実からみて兼業農家である委託者の24戸は、経済的条件からみて斐川町の一般的兼業農家の中でもっとも良好な階層が揃っている(安定兼業比率、職員勤務比率など第1表参照)とみられ、所得水準は相当高い(小作料3俵は i の推計値より小さいので相対所得水準はほとんど十分100より大きいとみてよいから)と考えられる。

さて、25戸の委託者についてそれぞれの家族人数、就業者数、就業先などからごく大雑把にみて相対所得水準が最も高いのは委託者番号で2, 5, 15, 19, 21, 23の各委託者(第1グループ)であろう。そして一般的平均的には、Ⅱ兼農家で世帯主かあとつぎが職員勤務の農家(ここでいうⅡ兼a)は \bar{R} の理論値がマイナスになるとみられる(拙稿(1)参照)ことから、これら第1グループの中にも $\bar{R} < 0$ となる(現実の \bar{R} は実勢小作料又は標準小作料に等しくなる)委託者が相当いると推測されるだろう。なお、15, 23の委託者はⅡ兼bだが家族人数に対して就業者数が多いことから実質的にはⅡ兼a(2, 5, 19, 21)とほぼ同じ条件とみてよいだろう。つぎに6, 8, 11, 14, 18の各委託者(第2グループ)が第1

グループについて相対所得水準が高く、1, 3, 7, 9, 10, 12, 13, 16, 17, 24, 25の各委託者(第3グループ)の相対所得水準との間には格差があると考えられる。したがってこれら2つのグループはいずれも $\bar{R} \leq 3$ 俵であっても、 \bar{R} の大きさは総じて第2グループの方が小さいだろう。その他、4, 20, 22の各委託者はいずれも推測不可能で上の3つのどのグループに属するか判断することはできない。

このように、25戸の委託者のグループわけはきわめて大雑把ではあるが、少なくとも委託者間に相対所得水準の格差があることは容易に推測できるから、 \bar{R} の格差の存在もほぼ確実であるといえるだろう。そして第1グループの多くは \bar{R} が実勢小作料又は標準小作料に等しく(2.2~2.27俵)、第2グループの相当数も3俵を相当程度下回っている可能性が強い(第3およびその他のグループの中にもあるかも知れない)。また、 \bar{R} の最高額をもっているのは第3グループの委託者であるとみられるが、第24表の資料からはそれがどれ程の大きさであるか(3俵以下は確実だが)はもちろん不明である。

かくして25戸の委託者のごく大雑把な \bar{R} の推測結果も4.の結果と同様に、両農家とも \bar{R} が3俵より相当低い(2.2~2.27俵)委託者にもすべて3俵を支払っていることを示しており、当該現行小作料の高いことが理解されるだろう。

6. 稲作休耕補助金(米生産調整奨励補助金)と当該現行小作料

筆者は別稿で昭和45年から支給され始めた稲作休耕補助金が、新規(45年以後)の請負耕作に与える影響(これが \bar{R} の下限になり新規の請負耕作成立をむずかしくするという意味での)は大きいだろうということを指摘した²³⁾。しかるに、47年(休耕補助金は48年まで支給された)に成立した当該事例にもその影響があったことは否定できないようである。受託者である両農家が、以前からの他の請負耕作が小作料2~2.5俵で成立していることや、中田の標準小作料2.27俵を考慮してなおそれ以上の小作料3俵で委託者を募った背景には、やはり休耕補助金の存在があったのである。ところで斐川町の10a当たり休耕補助金は、34,884円(=68円×513kg)であるが、もし休耕して復旧するには約12,000円の費用がかかるということである。そして、休耕田復旧費については島根県は10a当たり7,000円と算定し、その50%を補助するので、農家が休耕する場合の収入はおよそ26,384円(=34,884円-(12,000円-3,500円))となる。それに対して、46年産米価格(斐川町農家手取)で小作料3俵を計算すると24,671円、同じく47年では26,658円、そして

48年は30,294円となる。したがって、委託者が委託するか休耕するかを選択する基準の46年実績での比較では、小作料収入の方が約1,700円少ない。しかし、もし休耕してこれを放置すると、雑草が繁茂し、病害虫の発生する恐れもあって、周辺の水稲に被害を与えるかも知れないので、それを防ぐためにある程度の管理を必要とするのである。その点で水田を委託すると、他農家への迷惑を心配せず水田を管理してもらえるので、むしろ実質的には有利であるとの判断がなされうるとみられる。ところが、もしこの休耕補助金制度のある時期に受託者が小作料を例えば標準小作料(2.27俵)程度に設定すれば、それは金額にして20,171円であるから休耕した方が有利(約6,000円)になるので委託者が十分集まらない可能性が強いのである。つまり休耕補助金がそれより低い \bar{R} をほとんど一斉に押し上げて下支えすると考えられるから、その収入に見合う小作料でなければ委託希望は十分出てこないことになるのである。

さて、3.で示した島根県平均の実勢小作料は46年で10a当たり15,811円であったが、県平均の休耕補助金は約30,000円であるから、休耕収入は21,500円(=30,000円-(12,000円-3,500円))である。したがって、休耕補助金収入に対する小作料収入の比率は県平均の場合は73.5%であり、これに対して当該事例では93.5%と相当高い。そして、県平均の47年の実勢小作料は16,758円で玄米換算では113.2kgで46年の113.5kgとほとんど同じである(47年の休耕補助金収入に対する小作料収入の比率は県平均77.9%,当該事例101.0%)ことや、調査対象の受・委託関係が44年以前に成立したものであることから、受・委託関係成立の時期が休耕補助金制度の開始以前と以後では小作料決定に対する影響度に大きな差異が認められるのである。かくして当該現行小作料が標準小作料、実勢小作料(推計)、そして現行実勢小作料などに比べて0.5~1.0俵も高い「3俵」になった最大の要因は、当該事例の成立がすべて米生産調整開始以後の47年の新規であるから、上述のように水稲全面委託のいわば機会費用の意味をもっていたともいえる休耕補助金収入の影響であるといえよう。

7. 要 約

以上の分析結果を簡単に要約しておこう。

1.では収益性における A_2 (又は A_1, A_3) $< a_0$ 、 B_2 (又は B_1, B_3) $< b_0$ の不合理性を示すとともに、小作料が低減した場合の収益性変化の試算を行なうことによって、当該現行小作料の高さがその不合理性に大きな影響を与えていること、すなわちその意味で当該現行小作料が高すぎることを実証した。

2.では当該現行小作料が3俵という水準はともかく、均一に決定されるにいたったメカニズムとその経済的不合理性を示し、それが結局は受託者にとって超過損失(小作料の支払いすぎによる)を招いており、均一小作料は水準の如何を問わず一般論としても不合理(高すぎる)であることを明らかにした。そして、均一化のメカニズムからみて、その不合理性は明らかであるが、それを回避することも容易ではなさそうである。

3.では島根県の実勢小作料、斐川町の標準小作料からそれぞれの標準小作料、実勢小作料を推計し、さらに斐川町の現行実勢小作料のききとり結果などから、実勢小作料は標準小作料にほぼ等しい水準にあることを示した。そしてそれらとの比較において当該現行小作料が高すぎることも明らかになった。

4.では島根県のデータを基準にして斐川町農家について \bar{R}, i を推測・推計し、さらに5.では当該事例における委託者の経済的条件の実態から、 \bar{R} のおよその水準を推測した。そしてそれぞれの結果から、 \bar{R} が実勢小作料または標準小作料に等しくなる(理論値はマイナス)か3俵を相当下回る委託者が少なくないだろうということが推定できたのである。その結果、すべての委託者に一律3俵という当該現行小作料は高すぎる事が明らかにされたのである。

6.では当該事例が47年の成立であることから、折しも45年からの休耕補助金が4., 5.の分析から明らかなように当該委託者の中に相当数あると推測される3俵より低い \bar{R} を一斉に押し上げ、「3俵」という高い水準の決定に強く影響したことを明らかにした。そして、このことはもし休耕補助金がなければ、上述のように委託者の経済的条件などからみて、小作料は3俵よりも低い標準小作料(2.27俵)、実勢小作料(推計、2.2俵)、そして従前から成立している斐川町の現行実勢小作料(2~2.5俵)などに近い水準でも多少受託面積は少なくなるかも知れないが、成立する可能性があったと考えられることを示唆している。その意味で休耕補助金制度は、単に当該事例のみならず、広く請負耕作の成立・発展に悪影響を与えたことは否定できないことがわかる。

VI 請負耕作発展の条件

以上の実証的研究の成果をふまえて、全面請負を中心に請負耕作発展の条件一同時にこれは請負耕作成立の条件でもある一のうち主要なものについて検討しよう。また、それらは単に当該事例についてだけでなく、普遍性をもっていると考えられるのである。

第1は、両農家の収益性格差および収益性規定の要因

分析から明らかなように、労働費節減のための省力化の推進であろう。それには経営者能力の向上はもちろん必要であるが、基本的には受託地の条件をよくすることである。受託地の1筆当たり面積の拡大、集団化、そして用排水施設の完備した水田の受託、などである。これらが実現すれば省力化によって収益性が向上するとともに、労働時間に余裕が生じるので経営規模の拡大も可能となり、固定資本の利用度の向上、所得増加、そして一層の収益性向上が可能になるだろう。ただ注意すべきことは、自作部門と全面請負部門の省力化は単に労働生産性の向上だけでなく、土地生産性（10a当たり収量）の向上を伴ったものでなければならない点である。そのためにはやはり綿密な栽培管理が必要で、単なる省力化や規模拡大はかえって収益性を低下させる危険もあり、おのずから限界があるといえる。いずれにせよ省力化の効果をあげるには好条件の水田を選択受託することが肝要であるが、それは受託者がすべてなし得るものではなく、基本的には水田の基盤整備が必要なのである。

第2は契約条件の改善である。まず受託者が受託地への継続的投資を行ない、地力の培養・向上をはかり、10a当たり収量を増大して収益性の向上を実現しようという意欲を持ちうるように、契約期間の長期安定化が必要であろう。当該事例は契約期間は形式的には1年である

が、実質的には長期契約に等しい状況である。それは一度委託した農家が返却を求めることはほとんどないとみられることや、年々委託希望が増加（水稲作水田用役市場の需給緩和）傾向にあることなどから判断できるのである。つぎに、不慮の災害による減収時の支払小作料についての契約を明確にしておくことが必要である。当該事例ではこの点があいまいであるから、危険負担が（災害によるそれについても）一方的に受託者に帰属する恐れもあるのである。最後は契約条件の中心で労働費とともに（あるいはそれ以上に）収益性に大きな影響を与える小作料の低減についてである。その必要性の程度についてはすでに分析し明らかにしたので、ここでは低減の可能性を検討しよう。小作料の均一性や水準はすでに考察したように、その決定のメカニズムは必ずしも単純ではない。そして島根県平均の実勢小作料が休耕補助金制度の存続中にも、46、47年と玄米換算量（したがって実質）でもほとんど変化していない（休耕補助金収入を相当下回る水準のまま）こかとらみても、小作料はかなり固定性をもっているとみられる。しかし、当該事例の場合はその成立が休耕補助金制度のもとという特殊な背景のもとになされたことや、もともと委託者の経済的条件からみて \bar{R} は相当低いと推測されることなどから考えると、休耕補助金制度の廃止（49年から）にとまな

第25表 島根県における零細農家の相対所得水準の推移（指数）

	S.40	41	42	43	44	45	46	47
0.1 ~ 0.3ha	76.5	65.5	86.7	82.6	94.3	97.9	117.6	126.6
0.3 ~ 0.5	91.0	74.9	80.7	72.7	78.5	85.2	109.1	149.5
0.5 ~ 1.0	71.6	75.5	77.7	78.2	71.3	67.4	71.9	81.2
全農家平均	76.0	77.5	82.4	78.5	77.1	73.9	81.8	100.7

資料：中国四国農政局島根統計情報事務所「島根農林水産統計年報」、総理府「家計調査年報」より作成。

注1) 相対所得水準=(農家世帯員1人当たり可処分所得÷勤労者世帯員1人当たり可処分所得)×100%

2) 勤労者世帯は中国地方の平均値を用いた。

って今後小作料低減の可能性がでてくるとみられる。さらに、すでに年々委託希望者が増加しつつあるといわれており、今後ますます零細兼業農家の所得水準が上昇して \bar{R} も低下するだろうから、水稲作水田用役市場が供給超過と供給価格そのものの低下で買手市場（当該事例成立時はこの逆であった）化すると予想されるので、支払小作料低減の可能性はこの面からもあるといえよう。 \bar{R} の低下を予測させる資料の1つとして島根県の零細農家の相対所得水準を時系列でみると第25表のようである。0.1~0.3ha, 0.3~0.5haの各層は46年から相対所得水準が100を相当上回り、47年にはわずかながら全農家の平均も100を上回っている。このように \bar{R} の低下

傾向が続き、委託者が増加すると、小作料は標準小作料（実勢小作料は標準小作料を反映したものとなるだろうから）に収束する方向に進む（低下する）ものと予想される²⁴⁾。こうした諸々の条件の変化を背景に受託者は受託地（したがって委託者）を選択することも可能になるし、新たな受・委託関係の成立を契機に小作料を引き下げる（均一化は避けられないだろうが）ことが可能となるだろう。

第3は部分請負部門と全面請負部門との関連である。経営分析の結果から明らかなように、部分請負部門の全所得に占める割合は小さくなく（A農家27.7%、B農家29.0%）、これを全部全面請負部門の拡大で代替するの

は容易ではない（現状では受託地の確保が質量ともにむずかしい。A農家 2.97ha, B農家 2.25ha の追加が必要。）といえる。さらに収益性も部分請負部門が秀れているのである。したがって、かりに将来全面請負部門に集中するにしても、少なくとも小作料の低減、受託地条件の向上などによって全面請負部門の質的量的規模拡大が可能になるまでは、相対的に収益性が高く危険負担も小さい部分請負部門を取り入れておくことが、経営全体として一定の所得と収益性を確保し、安定性を維持するために必要であろう。ただ、請負耕作のあり方、方向として将来全面請負か部分請負か、という問題は別途考察しなければならない課題である。

第4は行政上の努力に待たなければならないことであるが、まず水田の基盤整備（30a区画、農道および用排水施設の完備）の促進である。これがどれほど必要なことかは経営分析の結果からも明らかである。これは稲作農業の近代化、稲作自立経営の育成にはいうまでもなく、水田の効率の利用のためにもまさに基本的条件であるといつてよい。それだけに現状の水田条件の劣悪さが請負耕作の成立・展開に大きな阻害条件となっているといえるのである。つぎは、現在資金面での援助が大規模個別経営に対しては協業の場合に比べてきわめて不十分であるが、この点の発想の転換が必要である。例えば、米生産総合改善パイロット事業の一環として農協がトラクタ、コンバイン、防除機などの大型機械を所有して、専業農家で組織される受託農作業班に貸与して水稻の受託農作業事業を行なう場合、調達価額の半額が補助されるのである。もしこの制度が大規模個別経営にも適用されるなら、当該事例のように新しく請負耕作を開始する際に資本の借入れが半額で開始が可能になり、減価償却費や固定資本利子などの固定費の負担も著しく軽減されるので収益性も高まることになる。そうなれば大型請負耕作の成立・発展の可能性は増大し、自立経営の育成、稲作農業の近代化が進むのではなからうか。そのほか資金面では農業改良資金の中の集团的技術共同導入資金（無利子）の大規模個別経営への適用も望まれるのである。

Ⅶ む す び

以上の種々の分析を通して、二つの稲作大規模請負耕作が受託水田の零細性や高価小作料などの悪条件を乗り越えて成立し、その2年目の実績においては一方はほぼ十分な水準の高い収益性をあげており、他方は必ずしも十分な収益性ではないが一応最低限の水準には達しており、今後経営主能力の向上や省力化による収益性向上の余地を残していることが明らかになった。

このように、島根県の穀倉地帯「出雲平野」に位置する斐川町で稲作の大規模請負耕作が成立し、経営経済的に成功の域に達し、また達しつつある事実は、出雲平野における稲作農業の新しい展開方向、すなわちいわば新しい時代を先取りした企業者の稲作農家の知恵の結実としての請負耕作による稲作自立経営の成立・発展、ひいては稲作農業の近代化が現実のものとなる可能性を示唆しているといえよう。

そしてそれらは現状では全体的にはごく小さなしかも特殊な存在でしかないが、この二事例が内包している新しい稲作農業への貴重な可能性の芽を大きく育て、近い将来実りある結果を得るにはVIで指摘したように様々な条件の整備・改善が必要であろう。なかでもこれまできわめて不十分であった水田の基盤整備の推進や大規模個別経営育成のための種々の財政的援助の充実が必要である。その意味において、意欲的で賢明な稲作農家のまさしく企業者としての先駆的行動に比べて、現状ではあまりにも立遅れている行政が今後果すべき役割はとくに重大なものがあることを強調しておきたい。

(注)

- 1) 拙稿(1)「水稻全面請負耕作成立の要件」『日本農業の新展開』, 昭和47年(1972)3月, 富民協会。
拙稿(2)「水稻全面請負耕作成立の可能性に関する一考察」『農林業問題研究』, 第8巻第3号, 1972.9., 富民協会。
拙稿(3)「水稻全面請負耕作成立の可能性に関する時系列分析」『農林業問題研究』, 第10巻第1号, 1974.6., 富民協会。
- 2) 島根県内でどれくらい請負耕作が成立しているかはもちろん不明であるが、血縁者や近所の農家から小面積を受託している小規模なものは相当数存在するといわれている。しかし本稿でとりあげるような規模の大きい事例はきわめて少ないようで、本稿での事例は現状では島根県内でもっとも代表的なものとしてされている。
- 3) 以下の表で出所にことわりのないものはすべてききとり調査とその加工計算によるものである。
- 4) 毎年、斐川町農政同盟(専業農家, 兼業農家, 農協の受託農作業班, 委託者の各代表で構成)が協定料金の原案を作成し, それをもとに農政同盟, 作業班, 農協の3者代表が調整して決めることになっている。
- 5) 筆者は拙稿(2)で, 家族労働用役の評価基準を決めるにあたり, 家族労働力を基幹労働力(男子20~59才)と非基幹労働力(20~59才以外の男子と女子のすべて)とに区別し, 評価基準に差をつけた。しか

しここではA農家の父53才は年令的には幹勞働力だが、経営主でなく機会費用もそれほど高くないとみられるので他の勞働力と同じ取扱いをした。評価基準の詳細は拙稿(2)を参照されたい。

- 6) 2通りの評価基準を採用する考え方について、詳しくは拙稿(2)を参照されたい。
- 7) 中国地方の平均を採用したのは、島根県の調査地区が松江市だけであるのに対し、中国地方をとると町村も含まれており、対象農家の所在地が斐川町であることから、この方が適正であると考えたからである。また、月平均勞働時間は48年実勞働時間(勞働省「毎月動勞統計調査報告書」)を用いた。
- 8) 利率の決め方はむずかしい問題であるが、本稿では銀行預金利率を基準に、48年以降全体的に各種金利が上昇傾向にあることを考慮して、投下資本用役の評価が過小にならないように配慮した。すなわち、48年は1年定期預金利率は3回改定され年間単純平均で5.81%であった。そして49年にはさらに大巾に改定されて高金利時代に入っているため、固定資本については5.81%を切り上げて6%の利率で評価した。流動資本と勞賃資本については一部を除き普通預金利率を基準に考えたが、これは48年に2回改定され単純平均で2.25%であったが、やはり利率の上昇傾向と計算簡単のため3%で評価した。つまり利率係数を $0.01 \left(= 0.03 \times \frac{8}{12} \times \frac{1}{2} \right)$ とした。
- 9) ここでの10a当たり純収益は平均純収益である。自作地だけの場合の固定資本整備のまゝで固定資本の追加投資なしで、借入地を追加したときはその借入地に対する支払可能小作料としてはいわば限界土地純収益相当額を考慮することができる。この点は拙稿(2)のモデル分析を参照されたい。しかるに、当該事例では借入地の導入によって固定資本整備そのものがまったく新しく変わってしまっているため、限界概念を適用することは不適當である。
- 10) 49年6月21日、斐川町役場で筆者が両農家に経営成果指標の計算結果を説明した際、両農家とも勞働評価2の妥当性を認めていたことを付記しておく。
- 11) 自作地地代見積額は支払小作料で評価しているので、両者はまったく等しい筈だが実際の全面請負耕作部門の地代(支払小作料)が両農家とも自作地地代見積額より若干少ないのは、両農家とも水稲共済掛金を一部の委託者の分について負担しており、それを小作料支払いの際に清算したり、小作料の端数(受託地が10a単位とは限らないので端数が生じる)を委託者が割り引いたりすることがあるためである。
- 12) 48年は干ばつで雑草がよく繁茂したことに加えて、A農家の経営主は経験2年目で収量の確保・増加に対してより慎重で除草剤の散布回数が多かった。さらに、自作地の他、受託地にも圃場整備直後の水田があって、表面の凹凸のため除草剤の効果が弱く、雑草の繁茂しやすい条件にあったことも原因している。
- 13) 育苗を除く部分請負が厳密な意味で農業経営といえるかどうかは検討の余地があるだろう。
- 14) 経営主報酬は経営主の勞働所得とその機能に対する報酬(農企業利潤)との混合報酬で、勞働所得部分は兩部門で等しいから、利潤部分に差があって当然なのである。しかるに現実には高かるべき全面請負部門の方が低くなっているためである。
- 15) 48年の場合除草時間が多くかゝりすぎていたとみられるので、これを節減すれば(これは今後可能)全面請負部門の勞働能率は高まるが、他の栽培管理が現状で必ずしも十分とはいえない(一般経営平均より収量が低いことからいえる)ことを考えると、本格的な勞働の節減効果はやはり水田の技術的條件の改善に大きく依存しているためである。
- 16) 10a当たり収量が増えると収穫以後の流動費も若干増加するので、60kg分の価額は限界粗収益であって厳密には限界純収益ではない。しかしここではこの点を捨象して単純に考えた。
- 17) 要求小作料(記号 \bar{R} で表示)については、拙稿(1)および(2)を参照されたい。
- 18) 昭和45年の農地法改正にともない、農地賃貸借の当事者が農業委員会に登録して許可を得れば自由な賃貸借契約を結べることになったが、標準小作料はそういう場合の小作料の基準になるもので、各市町村農業委員会が算定して公示することになっている。
- 19) 公表されたデータはないが役場や普及所の関係者によると、斐川町で以前からある全面請負耕作のヤミ小作料(現行実勢小作料である)は2~2.5俵である。これを平均2.25俵とみると、標準小作料(中田)の2.27俵、実勢小作料(推計)の2.2俵にほとんど等しいことになる。これらのことから筆者の推計はほぼ妥当であるといえる。
- 20) \bar{R} の計測方法、決定などについては拙稿(2)を参照されたい。また、ここでの使用データの内容と出所は第25表のものと同じである。

- 21) ここでは \bar{R} の計測に際して稲作所得は46年実績で計算した。後で平年作への推計・修正を行なうが、他の条件が不変なら i が増加しても \bar{R} の計測結果は同じである。
- 22) この点は拙稿(2)および(3)を参照されたい。
- 23) 拙稿(1)を参照されたい。
- 24) その意味で標準小作料のもつ意味（影響力といってもよい）は大きく、その算定方法の妥当性や法定小

作料との関連などについての検討が必要であると考
える。

<追記>

本稿作成のための実態調査に際しては、当該両農家、島根県出雲農林改良普及所斐川町駐在の安食、陶山両氏、斐川町農林課の池田氏、中国四国農政局島根情報統計事務所経済調査課の山下氏、その他関係各位に大変お世話になった。ここに記して謝意を表する次第である。